はしがき

本報告書は、平成 22 年度「公共図書館における障害者サービスに関する調査研究」として、国立国会図書館が株式会社シード・プランニングに委託した調査研究の成果である。

平成 22 年 1 月に施行された著作権法の改正により、障害者のための著作物利用に係る権利制限の範囲が拡大され、公共図書館等においても権利者の許諾なしで著作物の複製等を行うことが可能となり、また、サービスの対象となる障害者や、その利用方式も拡大された。この法改正を受けて、公共図書館では提供する障害者サービスの再検討、あるいは拡充を実施することが予測される。

このような状況を踏まえ、本調査研究では、わが国の公共図書館における障害者サービスの向上、望ましい連携・協力のあり方の検討等に資することを目的として、公共図書館における障害者サービスの現況を調査した。

調査研究は、下記の委員で構成される研究会が担当した。

小林　卓
（実践女子大学図書館学課程准教授）
返田　玲子
（調布市立図書館主任、日本図書館協会障害者サービス委員会委員）
野口　武悟
（専修大学文学部准教授）
野村　美佐子
（財団法人日本障害者リハビリテーション協会情報センター長）
（以上、五十音順、敬称略）

末筆ながら、質問紙調査、ヒアリング調査にご協力いただいた公共図書館のご担当者に厚くお礼を申し上げる。公共図書館で障害者サービスを提供するにあたって、本報告書がその一助となれば幸いである。

平成 23 年 3 月
株式会社シード・プランニング

目　次

要 約

［調査研究内容の構成］

本調査研究は、A.文献に基づく調査、B.全国の公共図書館における障害者サービスに関する質問紙調査、C.先進的な活動を行っている公共図書館事例のヒアリング調査、の 3 つの方法で行われた。

文献に基づく調査については、それぞれの研究会委員の専門性から、国内動向と海外動向で分担し、第 1 章で日本の公共図書館における障害者サービスの動向を、第 2 章で IFLA（国際図書館連盟）から見る世界の図書館における障害者サービスの動向の報告を行った。続いて第 3 章で公共図書館における障害者サービスに関する質問紙調査の結果分析を行い、数字の上から見る障害者サービスの現況をまとめた。そして、ヒアリング調査の結果について、第 4 章の公共図書館における障害者サービスの事例的検討、で考察を行った。

資料編では、「1 質問紙調査の集計結果概要」で第 3 章よりも詳細な数値を掲載し、「2 ヒアリング調査の要約」で、第 4 章のもととなったヒアリング要約を収めている。

［各章の内容］

第 1 章では、1995 年前後に現在の日本の公共図書館における障害者サービスの枠組みがつくられたという認識から、1995 年から 2010 年までを「普及期」として位置づけ、全国調査の傾向、施設・設備の整備、マニュアルの継続的発行と蓄積、情報通信技術（ICT)の進展とメディアの観点から検討し、さらにサービスの多様化について、病院患者、発達障害（ディスレクシア等)、高齢者等の対象者について、動向を紹介している。対象者の多様化は進んでいるが、今後ニーズが高まると思われる高齢者へのサービスは不十分である点などに言及し、最後に著作権法の改正について述べている。

第 2 章では、海外動向のうち、IFLA の障害者サービス関連専門分科会の動きと、デジタル録音図書の国際標準規格 DAISY の発展・普及に焦点をあて、IFLA による障害者サービスの拡大とそのための具体的な取り組み、グローバル・アクセシブル・ライブラリー構築について述べたのち、DAISY を活用した障害者サービスについて、日本の普及状況をまとめ、電子書籍フォーマット EPUB と DAISY の可能性について言及している。章末では図書館が利用者の側に立って、アクセシブルな電子書籍の推進に積極的な役割を果たすべきと主張している。

第 3 章では、質問紙調査の結果から、障害者サービスの施設・設備、実施状況、利用者等の項目を抜き出したのち、対面朗読、個人貸出の実施状況、図書館間の相互貸借の実施状況について分析し、また、郵送や宅配での経費負担、障害者向け資料の所蔵・製作の状況、病院・施設・学校へのサービスについて概略をまとめている。加えて、自由記述による回答で予算・人員・利用者対応で苦慮している館が多く見られたことや、ニーズ把握の必要性と研修の充実について考察している。

第 4 章では、9 館のヒアリング調査から共通して浮かび上がる障害者サービスの現状と課題について、対象者とサービス内容、サービスの提供体制、今後の計画・展望について分析を行った。これらの対象館はいずれも障害者サービスでは先進的な取り

組みを行っている館であり、日本の公共図書館における障害者サービスの到達状況を示すものとなっている。それと同時に、各館のヒアリングから明らかになった課題として、対象者のニーズ調査の必要性、図書館協力者の高齢化、予算の減額などがあげられた。最後に、ようやく実現した著作権法改正を生かすためにも、国レベルでの障害者サービス振興策を検討すべきではないかと提言を行っている。

【付記】「障害」の表記については、「障碍」や「障がい」などを用いるべきであるという意見・主張があり、本研究会委員も承知している。ただし、ここでは、現在の図書館界の慣例として、当事者を含む日本図書館協会障害者サービス委員会が「障害」の表記を用いていることや、法令等における表記については当面「障害」を用いることとするという政府の「障がい者制度改革推進会議」での検討結果などを踏まえ、本報告書では「障害」の表記で統一している。

Summary

[Structure of the Research]

This research consists of three methods of information collection: 1) research of basic literature, 2) questionnaire survey to public libraries regarding services for people with disabilities, and 3) direct interviews with public libraries providing advanced services.

On the research of basic literature, we divided the research into national and global trends, due to the different expertise of the research members. In chapter 1, we outlined the Japanese trends of disability services in public libraries and in chapter 2 we outlined the trends of disability services in libraries of the world, highlighting the International Federation of Library Associations and Institutions (IFLA). In chapter 3, we analyzed the results gained from surveys with public libraries and outlined the current state of disability services. In chapter 4, we discussed the results from the direct interviews.

In the appendix, specific data from the surveys and outlines of interviews are shown.

[Chapter Content]

In chapter 1, we designated the time period from 1995 to 2010 as the prevalent period of disability services, due to our understanding that current framework of disability services in Japanese public libraries were made around 1995. Here we reviewed nationwide trends, maintenance of equipments and facilities, continuous publication and accumulation of manuals, development of the ICT and media. Also service diversification trends in hospital patients, the developmentally disabled (e.g. Dyslexia) and the elderly are covered. Targets are becoming more diverse, but services for the elderly, which will increase its demands in the near future, are insufficient. We also mention the changes in the copyright law.

In chapter 2, we put our emphasis on the actions taken by the IFLA sections for disability services and the development and penetration of the digital accessible information system (DAISY). Specific efforts taken by the IFLA to expand disability services, the Global Accessible Library concept, the condition of disability services in Japan using DAISY and possibilities of the e-book format EPUB and DAISY are covered. At the end of the chapter, we take the stance that libraries should play an active role in promoting accessible e-books for users.

In chapter 3, we looked at categories such as, equipment and facility, implementation status and the users of disability services from the survey results and analyzed the reading services and the implementation of individual and interlibrary loans. We also outlined the cost burden for mail and delivery, the status on the collection and production of materials for the disabled and services

for hospitals, institutions and schools. In addition, we found that there were a large number of libraries which were struggling with funding, staffing and user support. We also speculated the necessity of defining user needs and the development of better training programs.

In chapter 4, we analyzed the current condition and challenges of disability services, on targets, service contents, service provision systems, future plans and prospects, from interviews conducted to nine public libraries. All the interviewed libraries offered advanced services and would be indicative of the degree of accomplishment in Japanese public libraries in disability services. However, these public libraries face challenges such as, the necessity of defining user needs, the aging of library partners and reduction in funding. Also there were comments saying that the government should consider measures to promote disability services to take full advantage of the change in the copyright law.

第 1 章　日本の公共図書館における障害者サービスの動向：1995-2010 年

小林 卓

1　はじめに

本章では、1995 年から 2010 年までを中心とする約 15 年の文献から、障害者サービスのこの間の動向を概観する。1995 年を起点とする理由は 2 つある。1 つめは、1995 年が現代の日本を俯瞰する上で、きわめて重要な年であることである。背景を簡略に述べると、1995 年前後の特徴的なできごとは、以下の通りである。

①この年、Windows95 が発売され、これによりはじめて、日本ではインターネットが、真の意味で市民生活に入りこむようになった。

②この年、阪神淡路大震災がおこり、全国からボランティアが集まり、1995 年はボランティア元年とされる。また、この時期前後から、日本社会では、国際化、高齢化等が時代のキーワードとなっていく。

2 つめは、1995 年前後に、今日の公共図書館の障害者サービスの枠組みが、ほぼ定まったといってよいからである。これについては、日本図書館協会障害者サービス委員会が、1994 年に入門書『すべての人に図書館サービスを』[1)]を刊行し、今日の障害者サービスの範囲を明らかにした。そして、それをさらに深めた姉妹編として、1996 年に同委員会は当時のこのサービスの到達点である『障害者サービス』[2)]を「図書館員選書」のシリーズとして出版し、その後の障害者サービスの枠組みと理論基盤の整備を行った。この枠組みは大筋において、今日でも有効であり、本章で扱う時期は、この 1996 年の『障害者サービス』で言及された内容の普及期と位置づけることができる。

2　サービスの普及

2.1　全国調査の傾向

本章でとりあげる時期に、日本図書館協会障害者サービス委員会は、1998 年と 2005 年に 2 回の公共図書館全国調査を行っている。これに加えて、それ以前の時期と、今回の質問紙調査の調査結果の「障害者サービス実施の有無」だけをとりだしたのが、以下の表 1-1 である。

表 1-1　日本における障害者サービス実施公共図書館数

調査年	回答館数	実施館	実施率
1976 年	1,050	270	25.7%
1981 年	1,362	517	38.0%
1989 年	894*	483*	54.0%
1998 年	2,326	1,146	49.3%
2005 年	2,843	1,598	56.2%
2010 年	2,272	1,503	66.2%

*は自治体数

1976 年からの経年的な傾向として、若干の異なる部分もあるが、ほぼ実施率、実施館数をあわせて考えると、数的増加傾向にあると捉えることができる（今回の調査の

詳細については、第3章参照)。

2.2 施設・設備の整備

1994年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(ハートビル法)が、2000年に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(交通バリアフリー法)が施行され、両法が2006年に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法)に統合されたため、この時期、施設の整備もまた大幅に進んだ。この背景には、バリアフリー、ユニバーサルデザイン、ノーマライゼーションという概念が社会に浸透してきたということを挙げることができる。

2.3 マニュアルの継続的発行と蓄積

これは、本章で扱う時期以前からの傾向であるが、障害者サービスでは、広い意味でのマニュアルが継続的に発行され、その蓄積がなされている。代表的なものとしては、1995年に初版が出た『これからはじめる図書館のための視覚障害者サービスマニュアル』[3]等が版を重ねてきている。これは、①サービスの模索から経験を共有する必要性があり、その人的ネットワークも存在したこと、②多くのサービスが「ボランティア」等によって支えられていた実態が多かったため、「初心者」へのマニュアルが必要であったこと等の理由によると思われる。

前述の『障害者サービス』も、言葉の最も広い意味ではマニュアルの1つということもでき、後述の『見えない・見えにくい人も「読める」図書館』[4]も、実践的な意味から、最良のマニュアルの1つと位置づけることもできる。

2.4 情報通信技術(ICT)の進展とメディア

「はじめに」で述べた1995年以降の急激な情報通信技術の進展は、公共図書館の障害者サービスに劇的な変化をもたらした。具体的に特筆すべきは①テキスト読み上げソフト、②点訳ソフトの開発と普及、③ネットワーク技術の進展、④DAISY(詳しくは第2章で詳述)である。①の技術は、スクリーンリーダとの組み合わせにより、視覚障害者がウェブサイトをはじめとするパソコンから情報収集を行うことを容易にし、OCR技術との組み合わせにより、改善の余地があるとはいえ音訳の一定程度の「半自動化」も可能にした。②については、1995年以前の時代から進展がみられ、1987年に発売された誰でも購入して使うことのできる「コータクン」が日本で最初のものとされている。1995年以降のパソコンの一般的普及と低廉化等がさらにそれを推し進めたと考えられるが、点訳ソフトによって、それまで一度点訳を行うと修正が困難であった苦労が大幅に軽減され、また一度点訳されたデータの共有と複製が容易になった。③については、1988年に「てんやく広場」として点訳ボランティア団体を中心に誕生した点字図書ネットワークは、1998年に点字図書館を中心とする特定非営利活動法人全国視覚障害者情報提供施設協会(全視情協)運営の「ないーぶネット」となり、2010年に「サピエ」として幅広い情報ネットワークとなった[5]。④については、マルチメディアDAISYへの広がりにより、視覚障害者のみならず、肢体障害や発達障害の読書

環境をも改善しつつある。

また、出版社側からのアプローチとして、バリアフリー出版、出版のユニバーサルデザイン等が提起されるようになったのもこの時期の特徴である。

3 障害者サービスを支える人々

この時期は、障害者サービスを支える人々に焦点が当たった時期でもある。公共図書館に正規職員として視覚障害者が採用されたのは、1974年の東京都立図書館であるとされているが、その後、障害を持つ職員は確実に増加し1989年に全国の公共図書館で働く視覚障害者が10人になったことをきっかけに、「公共図書館で働く視覚障害職員の会（なごや会)」が結成された。同会は2009年に設立20年を記念して、『見えない・見えにくい人も「読める」図書館』を刊行している。同書は今日の視覚障害者への図書館サービスの包括的解説書となっている。

また、日本図書館協会障害者サービス委員会の活動も注目される。これまでに述べた図書の発行や、調査の実施、研修講師の派遣などの他に、2005年に「公共図書館の障害者サービスにおける資料の変換に係わる図書館協力者導入のためのガイドライン：図書館と対面朗読者、点訳・音訳等の資料製作者との関係」[6]を打ち出し、明確にメディア変換はボランティアではなく「図書館協力者」の手によって行われるべきことを提唱した。

4 サービス対象の多様化

公共図書館の障害者サービスは、大きな流れで見るならば視覚障害者へのサービスを中心にして始まってきたといえる。しかし、前述の『すべての人に図書館サービスを』で示されたように、図書館の障害者サービス＝図書館利用に障害のある人々へのサービス、と定義が広げられることにより、その対象は、視覚障害者／聴覚障害者／肢体障害者／内部障害者／知的障害者／発達障害（ディスレクシア等）などの心身障害とともに、高齢者／外国人／非識字者／病院患者、矯正施設入所者等も含むものと考えられるようになった。すべてをとりあげる紙幅はないが、この時期、特徴的なものである病院患者と発達障害、高齢者について述べる。

4.1 病院患者

病院患者へのサービスについては、近年病院自身がインフォームド・コンセントや患者のQOL（生活の質）の観点から患者図書室を設ける例が多くなっており、今回の質問紙調査の調査結果にもあらわれているように公共図書館の関与にも進展がみられる。新聞などにも多くの記事が載せられるようになってきた。もとより、病院の設ける患者図書室と、本調査研究の対象である公共図書館の患者へのサービスは、実施主体が異なるので、同等に論じることはできないが、今後、両者の緊密な関係が期待される。2001年には『病院患者図書館：患者・市民に教育・文化・医療情報を提供』[7]が出版された。

4.2　発達障害（ディスレクシア等）

学習障害については、文部科学省が 2002 年に全国の小中学校の通常学級に在籍する児童生徒約 4 万人を対象として実施した実態調査において、「知的発達に遅れはないものの学習面や行動面で著しい困難を示すと担任教師が回答した児童生徒の割合が 6.3％で、うち男子 8.9％、女子 3.7％」との結果が出され [8]、社会的な認識が高まった。

これらの人々への資料提供として、マルチメディア DAISY が有効な手段の一つであることが、確認されつつある。また、「読みやすい図書（Easy-to-Read Materials：日本では、スウェーデン語の略語から LL ブックと紹介されることが多い）」の出版もまだその端緒についたばかりであるが、2009 年にはその概説書である『LL ブックを届ける』[9]が出版され、今後の普及が期待される。

4.3　高齢者

人口的には最も多く、実際に図書館に数多く来館している高齢者であるが、堀薫夫は、2010 年のレビュー論文で、「社会の高齢化とは裏腹に、日本では、図書館サービス論の『利用対象に応じたサービス』の一部に位置づけられているものの、翻訳書以外には、まだ図書館の高齢者サービスに関する体系的な著書は刊行されていないといえる」[10]と述べている。高齢者独自のニーズにあわせた図書館サービスが現在模索されている段階である。

また、他に新しい動きとして、2010 年には長らく「手つかず」であったといっていい、矯正施設への図書館サービスの全国的運動として、「矯正と図書館サービス連絡会」が立ち上がるなど、未来に向けた動きもあり、公共図書館の障害者サービスの対象者は広がっていく傾向がある。図書館サービス全般の中でも今後の動きが注目される分野であるといってよいだろう。

5　おわりに

最後に 2010 年の著作権法 37 条の改正により、障害者の情報利用の機会確保のために権利者に無許諾で行える範囲が拡大した点を指摘しておきたい。

具体的には視覚障害者等関係（第 37 条第 3 項）と聴覚障害者等関係（第 37 条の 2）とに分かれるが、著作物の複製等は公共図書館等も可能となり、対象者も発達障害等にまで広がった。さらに利用者の必要な形式での複製、自動公衆送信が可能となった。この改正に対応した公共図書館のサービスは、今後各図書館が積極的に取り組んでいくべき課題であろう。

なお、本章で取り上げた時期のうち、1998 年から 2009 年までの個々の論文等については、筆者（小林）らのレビュー論文 [11]も参照されたい。

参考文献

1)　日本図書館協会障害者サービス委員会編．すべての人に図書館サービスを：障害者サービス入門．日本図書館協会, 1994, 108p.
2)　日本図書館協会障害者サービス委員会編．障害者サービス．日本図書館協会, 1996, 300p,（図書館員選書, 12）.
なお、同書は 2003 年に補訂版が出されている。

3) 近畿点字図書館研究協議会図書館サービス委員会編．これから始める図書館のための視覚障害者サービスマニュアル．近畿点字図書館研究協議会, 1995, 162p.
4) 公共図書館で働く視覚障害職員の会（なごや会）編著．見えない・見えにくい人も「読める」図書館．読書工房, 2009, 239p.
5) 加藤俊和．視覚等の障害者が必要とする情報とは？：サピエが広げる情報と公共図書館等への期待．図書館雑誌. 2010, 104(12), p. 822-823.
6) 日本図書館協会障害者サービス委員会．“公共図書館の障害者サービスにおける資料の変換に係わる図書館協力者導入のためのガイドライン：図書館と対面朗読者、点訳・音訳等の資料製作者との関係”．日本図書館協会. http://www.jla. or.jp/lsh/guideline0504.html, (参照 2011-02-17).
7) 菊池佑．病院患者図書館：患者・市民に教育・文化・医療情報を提供．出版ニュース社, 2001, 366p.
8) 特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議．“「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査」調査結果”．文部科学省. http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/018/toushin/030301i.htm（参照 2011-02-17）
9) 藤澤和子ほか編著. LL ブックを届ける：やさしく読める本を知的障害・自閉症のある読者へ．読書工房, 2009, 327p.
10）堀薫夫．高齢者向けの図書館サービス．カレントアウェアネス. 2010, (306), p. 9-12.
11）小林卓ほか．「図書館利用に障害のある人々」へのサービス．図書館界．2010，61(5)，p. 476-494.

第 2 章　IFLA から見る世界の図書館における障害者サービスの動向

野村 美佐子

1　はじめに

日本では、2010 年 1 月の改正著作権法の施行により、公共図書館など図書館の障害者に対するサービスの大きな変革が求められている。

20 世紀の世界の図書館の障害者サービスの発展の主たる指標は、紙による印刷物を読むことができない障害（print disabilities）がある人々の読書を支援するための、点字図書、録音図書、そして読みやすい（Easy-to-Read）図書[1]の開発と普及だった。

それに対して、21 世紀の世界の図書館の障害者サービスは、1996 年に IFLA（International Federation of Library Associations and Institutions：国際図書館連盟）の SLB（Section of Libraries for the Blind：盲人図書館分科会）の 6 会員団体によって結成された DAISY コンソーシアムが開発した DAISY（Digital Accessible Information System：アクセシブルな情報システム）を軸にした発展を遂げていることが特徴である。

また、急速な技術革新によって世界的な規模の電子書籍市場の拡大が進んでいる。米国図書館協会の統計によると、2010 年に 5,400 の公共図書館が電子書籍またはデジタルオーディオ書籍を提供している[2]。アクセシブルな電子書籍の開発と普及は喫緊の課題となり、DAISY と電子書籍フォーマット EPUB を連携させて 2011 年 5 月を目標に開発しているアクセシブルな電子書籍の新規格に注目が集まっている。

本章では、以上のように要約される世界の動向について、図書館及び情報サービスと利用者の利益を代表する国際的な組織である IFLA の障害者サービスに関連する 2 つの専門分科会の活動に 1999 年から参加してきた筆者の立場から文献調査を踏まえて概説する。

2　IFLA における障害者サービスの拡大

IFLA には、5 つの部会（Division）、6 つの中心的活動（Core Activities）、44 の分科会（Section）がある。障害者関連の分科会は LSN（Library Service to People with Special Needs：特別なニーズのある人々に対する図書館サービス）と LPD（Library Serving Persons with Print Disabilities：印刷物を読むことに障害がある人々のための図書館)である。2008 年に IFLA の組織変更があるまでは、LSN も LPD も公共図書館部会に属し、公共図書館の特別なニーズに関する調査・研究を担当した。両分科会ともアクセシブルな情報及び図書館サービスというゴールは同じなので、共同で会議やワークショップを行うことがあるが、その際にサービス推進の有効な手段としてしばしば取り上げられたのが DAISY の活用である。DAISY という技術を戦略としたアクセシビリティの啓発と IFLA を通した普及によって、図書館の障害者サービスの拡大につながっていったと考えられる。

2.1　対象者の拡大

現在、LSN は、図書館サービス部会（Division of Library Services）に属する。1931

年に病院図書館の小委員会として創設され、IFLA 最古の分科会の 1 つである。対象は広範囲になり、病院患者、受刑者、老人施設に入所している高齢者、在宅患者、聴覚障害者、身体及び発達障害者などである。旧称は、LSDP（Library Serving Disadvantaged Persons：図書館利用において不利な立場にある人々へのサービス）で、分科会の現在の活動をより反映し、その対象領域の広がりと専門用語の変化を理由に 2008 年に名称を変更している。

LPD は、館種部会（Division of Library Types）に属し、旧称は、従来呼ばれていた SLB から略称を変更した盲人図書館セクション（LBS）で、視覚障害者に対するサービスを主としていたが、この分科会の会員の活動を見ていくと、対象をかなり前から広げていることがわかる。たとえば、1931 年から米国議会図書館（LC）は、視覚障害者及び身体障害者のための全国図書館サービス（National Library Service for the Blind and Physically Handicapped：NLS）を行っており、スウェーデンの国立録音・点字図書館（TPB）は、1976 年から読むことに障害がある人も対象に含んだ。しかし、この分科会として、ディスレクシアなど視覚障害者以外を対象にしたサービスの取り組みを始めたのは、EU 指令（2001 年）に従い、スウェーデンやデンマークなど欧州の著作権法の改正によって 2000 年半ばから積極的な DAISY の導入をきっかけとした盲人図書館という枠組みを超えた意識が生まれたためであると考えられる。そうした実態に即するために 2008 年に現在の分科会名に変更された。

2.2　サービスのための具体的な取り組み

LSN は、各分野で幅広い専門知識を持つ常任委員に恵まれているおかげで、聴覚障害者、入院患者、受刑者などの特別なニーズのある人々に対する図書館サービスのガイドラインの開発が続けられている[3)]。2000 年代初期、すでに欧州では、図書館でのディスレクシアキャンペーン活動が行われ、ディスレクシアに対する図書館サービスガイドライン[4)]が出版された。2005 年には、図書館の障害者サービスの実践ガイドラインとして『障害者のための図書館へのアクセス－チェックリスト』[5)]が、2007 年には、高齢者の認知症に焦点が当てられた図書館サービスガイドライン[6)]が出版された。最近では 2010 年に、『読みやすい図書のための IFLA 指針』が、DAISY などの技術的な解決策の開発が進んできたことや、障害の状況の変化や幅広い障害のニーズに応えるために改訂された[7)]。読書の推進と読みやすい図書の必要性は、国連障害者権利条約、ユネスコ／IFLA 公共図書館宣言、国際出版社協会及び国際図書委員会の読者憲章で述べられている。

LPD は、2005 年に『情報時代における盲人図書館：発展のためのガイドライン』[8)]を出版した。このガイドラインでは、視覚障害、弱視、学習障害、身体障害のために印刷物を読むことに障害がある人々について説明し、視覚障害者以外のサービスの事例も盛り込んでいる。LPD や LSN が策定したこれらのガイドラインは、2010 年に改訂された『公共図書館サービスガイドライン』[9)]のなかに障害者サービスの重要なリソースとして掲載されている。

また、LPD に加盟する欧州の国立点字図書館は、視覚障害者だけでなく読むこと・理解することが困難な人たちすべてを対象とするために、団体名称の変更、公共図書

館との連携、出版社とのパートナーシップによるアクセシブルな出版に取り組み始めた。

3　障害者サービスを権利として保障する

2003 年と 2005 年に開催された国連世界情報サミットは、事務局である国際電気通信連合（ITU）が主導して、情報社会における知識へのアクセスに関し、豊かな国と貧しい国の格差を減らすための解決策を提供することを目的とした。このサミットにおいて、DAISY コンソーシアムが障害者の情報アクセス問題に関する調整役を障害当事者と共に務めたことにより、「ICT における支援技術と連携したユニバーサルデザイン」の概念が確立し、公式文書に明記された [10)]。その成果は、2006 年に国連総会で採択された障害者権利条約に継承され、障害者の情報アクセスの権利は国際条約による法的な拘束力を持つ基本的人権として確立された。このことは、様々な障害者のニーズに応じた形での情報サービスは、この権利条約で規定された合理的配慮だと位置づけることができるようになったことを意味する。

4　グローバル・アクセシブル・ライブラリー（GAL）の構築

印刷物を読むことに障害がある世界各地の人々が、いつでも、どこでも、アクセシブルな図書館資料を検索し、利用できるようにすることを目的として、LPD と DAISY コンソーシアムが共同で、グローバル・アクセシブル・ライブラリー（GAL）プロジェクト [11)] の運営委員会を 2008 年に立ち上げた。実現すればインターネットによる国境を越えたバーチャル・ライブラリーの機能の提供が可能となる。しかし、資料の利用に対する法的制約があり、世界各国間の技術的なインフラと技能の格差といった課題がある。さらに使用許諾契約やデジタル著作権管理（Digital Rights Management : DRM）などの著作権の問題が立ちはだかり、障害者権利条約の趣旨を踏まえた対応を世界知的所有権機関（WIPO）に求める動きとして、新たな著作権条約等が提案されている。

5　WIPO との著作権に関する協議

上述の国際的な DAISY 図書と点字データの相互貸借をめざす国境を超えたグローバルライブラリーの概念の構築、視覚障害者等の印刷物を読めない障害がある人々の情報アクセス権と著作権との調和を求める新著作権条約案をめぐって、2009 年 1 月より、WIPO の事務総長が主催する利害関係者の直接意見交換の場（Stakeholders' Platform）における世界的な取り組みが進んでいる。この場では、視覚障害者等に著作権が有効な著作物へのアクセスの促進と増強を図る方法や手段について、また国内及び国際的なレベルでの話し合い、さらにそれらの著作物へのアクセスの確保の取り決めを行うために、①信頼のおける媒介機関（Trusted Intermediary : TI）のグループ、②技術関連（Enabling Technology）のグループ、そして③能力開発（Capacity Building）のグループという 3 つのサブグループが立ちあげられた。2010 年 12 月以降、GAL プロジェクトは、各国の「信頼のおける媒介機関（TI)」による、国境を越えた相互貸借のガイドラインを検証する TI プロジェクトと結合し、TIGAR（Trusted

Intermediary Global Accessible Resources）プロジェクトとして作業が進められている。国を超えた協力関係のメカニズムが必要であるが、権利の保障を考えると、立法措置となる新国際条約の制定も必要となるだろう。

6 DAISY を活用した障害者サービス

6.1 DAISY の発展

DAISY は、カセットテープに代わる視覚障害者のためのデジタル録音図書の国際標準規格として開発が始まり、現在は、印刷物を読むことに障害がある人々の情報のアクセスの保障を目指した開発と普及に重点が置かれるようになった。DAISY コンソーシアムによって開発・維持が行われている。DAISY コンソーシアムの結成と、DAISY3 規格の開発（2002 年）までについては、DAISY 開発に当初から関わっている DAISY コンソーシアムの現会長である河村宏が自らまとめている [12)]。DAISY3 規格は、デジタル録音図書の米国標準規格（ANSI/NISO Z39.86-2002）として承認され、米国政府は、2004 年の障害者教育法（Individuals with Disabilities Education Act：IDEA）の改正で、NIMAS（National Instructional Materials Accessibility Standard：全国指導教材アクセシビリティ標準規格）を制定し、就学前から高校までのすべての紙の教科書を DAISY-XML 方式の電子図書である NIMAS ファイルに変換して、アクセシブルな教材などを提供する非営利団体 APH（American Printing House for the Blind）に設置した全国指導教材アクセシビリティセンター（NIMAC）を通じて全国に配信している。

6.2 日本における DAISY の普及状況

1998 年から 2000 年の厚生労働省の助成による DAISY の導入を点字図書館に行った結果、視覚障害者のための音声のみの DAISY 図書の製作が盛んに行われるようになった。また、視覚障害者以外の認知・知的障害者を対象に、2001 年より、マルチメディア DAISY が製作されているが、マルチメディアゆえに複雑な著作権の問題があり、普及がなかなか進まなかった。

そのような状況のなかで、2008 年の教科書バリアフリー法とそれに伴う著作権法の改正があったことをきっかけとして、ボランティアベースであるが、小学校から中学校の読むことの困難な発達障害の児童・生徒に国語を中心としたマルチメディア DAISY 教科書の提供が始まった。さらに、2010 年 1 月の改正著作権法施行により、視覚障害者以外の印刷物を読むことに障害がある人々をも対象として、著作権者の許諾なく DAISY 図書の製作が可能となり、自動公衆送信もできるようになった。

また、2010 年 4 月より、視覚障害者と視覚表現の認知に困難な人々に向けた情報提供ネットワークシステム「サピエ」が運営を始めている。利用者は、点字データ及び音声 DAISY、テキスト DAISY、そしてマルチメディア DAISY 図書のデータをサーバーから直接ダウンロードできる。

6.3 EPUB と DAISY の可能性

EPUB は米国に本拠を置く国際デジタル出版フォーラム（IDPF）によって開発・保

守管理されている電子書籍のフォーマットであるが、iPad など多くの電子書籍端末がサポートしており、DAISY3 のテキスト DAISY と同じ機能を持っている。2011 年 5 月に策定予定の EPUB3 は、DAISY4 のアクセシビリティ技術を完全に受け入れる予定であるため、EPUB の電子書籍には、DAISY のアクセシビリティを兼ね備えることが期待される。またその際には、今まで仕様になかった縦書きやルビがサポートされるだろう。尚、DAISY4 は、動画や、学校でテストをする時のインタラクティブな機能の提供が可能となる。

7　おわりに

電子書籍市場の拡大で、読書のあり方が変わってくると思われる。TTS（合成音声）のソフトウェア、スイッチ、点字ディスプレイなどの支援機器と協調して動作するユニバーサルデザインの電子書籍が普通の書籍として買える可能性が高まってきている。しかし、実現するためには、デジタル著作権管理（DRM）などの課題を克服する必要がある。図書館は、利用者側に立ってアクセシブルな電子書籍の推進に積極的な役割を果たすべきであろう。

参考文献

1） トロンバッケ, ブロール.“読みやすい図書のための IFLA 指針”. 日本障害者リハビリテーション協会情報センター訳. 障害保健福祉研究情報システム. http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/access/easy/ifla.html, (参照 2011-02-04).
2） “2010 State of America's Libraries Report - Libraries and technology”. American Library Associaiton. http://www.ala.org/ala/newspresscenter/mediapresscenter/americaslibraries/ALA_print_layout_1_582563_582563.cfm, (accessed 2010-02-04)
3） Panella, Nancy. The Library Services to People with Special Needs Section of IFLA: an historical overview. IFLA Journal. 2009, 35(3), p. 258-271.
4） Nielsen, Gyda Skat et al. Guidelines for Library Services to Persons with Dyslexia. IFLA, 2001, 37p., (IFLA Professional Reports, 70).
5） Irvall, Birgitta et al. Access to libraries for persons with disabilities – CHECKLIST. IFLA, 2005, 18p., (IFLA Professional Reports, 89).
6） Mortensen, Helle Arendrup et al. Guidelines for Library Services to Persons with Dementia. IFLA. 2007, 20p., (IFLA Professional Reports, 104).
7） Nomura, Misako et al. Guidelines for easy-to-read materials. Revised ed., IFLA. 2010, 31p., (IFLA Professional Reports, 120).
8） Kavanagh, Rosemary et al. Libraries for the Blind in the Information Age: Guidelines for Development. IFLA, 2005, 87p., (IFLA Professional Reports, 86).
9） Koontz, Christie et al. IFLA Public Library Service Guidelines. 2nd completely revised ed., IFLA, 2010, 149p., (IFLA Publication, 147).
10）“国連世界情報社会サミット”. 障害保健福祉研究情報システム. http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/prompt/wsis.html, (参照 2011-02-04).
11）レイ, ジュリーほか.“グローバル・アクセシブル・ライブラリー（GAL）プロジェクト最新情報”. 障害保健福祉研究情報システム. http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/access/ifla/julie/index.html, (参照 2011-02-04).
12）河村宏.“視覚障害者等図書館サービスにおける国際協力活動”. デジタル環境下における視覚障害者等図書館サービスの海外動向. 国立国会図書館関西館事業部図書館協力課編. 2003, p. 41-53, (図書館調査研究リポート, 1).

第 3 章　公共図書館における障害者サービスの質問紙調査の結果分析

返田 玲子

1　はじめに

この章では、今回の調査研究における質問紙調査の結果の概要を、過去に日本図書館協会が実施した障害者サービスに関する調査との比較を交えながら紹介する。比較に当たっては、『障害者サービスの今をみる』[1)]『図書館が変わる』[2)]『「図書館利用に障害のある人々へのサービス」全国調査報告書 1998 年調査』[3)]を参考にした。紙幅の関係から全回答への分析ではないことをお断りしておく。

2　施設や設備

障害者に関する設備については、2005 年調査と比較して障害者用トイレ設置率2,297 館（80.8%）が 1,920 館（84.5%）に、障害者用駐車場の 1,571 館（55.3%）が1,556 館（68.5%）になるなど、館数としては減じているが割合で増加した。緊急用点滅ランプのみ 435 館（15.3%）から 168 館（7.4%）と減少した。障害者サービスを実施しているかどうかの設問で、実施していない理由の回答例を見ると、建物が古く財政状況などから障害者に関する設備が整備できないという記入もある。

ホームページでの障害者への配慮を尋ねた設問への回答では、どの項目においても増加が見られる。高齢者・障害者等配慮設計指針である JIS X 8341[4)]が 2004 年に制定されたことに伴う変化ではないだろうか。具体的には、2005 年調査との比較で、弱視者等のために文字の色や大きさ、背景色等に配慮しているが 168 館（5.9%）から 495館（21.8%）に、ページ作りをシンプルにして誰もが使えるように配慮しているが 425館（14.9%）から 558 館（24.6%）になった。一方、特に対応していない館も 758 館（33.4%）となっている。

3　障害者サービス実施状況

何らかの障害者サービスを実施している館の割合は、第 1 章の表 1-1 のように、2005年調査に比べて 10 ポイント増加し、66.2%となった。

表 3-1　設置母体別の障害者サービスの実施状況

	調査票 返送件数	障害者サービス 実施数	障害者サービス 実施率
都道府県立図書館	53	49	92.5%
政令指定都市立図書館	251	211	84.1%
その他市区立図書館	1,554	1,016	65.4%
町村立図書館	401	222	55.4%
私立図書館	13	5	38.5%

設置母体別にみると、都道府県立では 92.5%がサービスを行っている。以下、政令指定都市は 84.1%、区市立で 65.4%、町村立では 55.4%、私立で 38.5%と、設置母体の規模が大きいほど実施率も高い。他方、障害者サービスを行っていない理由として

は、施設・設備・人員・資料・予算等が不十分で対応できない、要望がない、他機関（点字図書館等）で行っている等の回答が目立つ。

表 3-2　サービスと実施館数の変化（参考）

<table>
<tr><td></td><td colspan="3">1998 年</td><td colspan="3">2010 年</td></tr>
<tr><td></td><td>実施館</td><td>実績館</td><td>割合</td><td>実施館</td><td>実績館</td><td>割合</td></tr>
<tr><td>対面朗読</td><td>487</td><td>223</td><td>45.8%</td><td>591</td><td>287</td><td>48.6%</td></tr>
<tr><td>図書・視聴覚資料の郵送</td><td rowspan="2">587</td><td rowspan="2">221</td><td rowspan="2">37.6%</td><td>432</td><td>173</td><td>40.0%</td></tr>
<tr><td>録音・点字資料の郵送</td><td>479</td><td>216</td><td>45.1%</td></tr>
<tr><td>宅配</td><td>421</td><td>180</td><td>42.8%</td><td>353</td><td>226</td><td>64.0%</td></tr>
</table>

対面朗読など 4 項目で今回の調査と 1998 年調査の実施館数と実績館数（実施館のうち利用実績のある館）を示したのが表 3-2 であるが、1998 年調査の対面朗読の実績館は実施時間を記入した館数で、対面朗読以外は貸出実績が 1 以上の館数である。また、今回の調査の実績館は利用者数 1 以上の館数である。（1998 年調査では、図書・視聴覚資料の郵送、録音・点字資料の郵送を区分していない。）

今回の調査結果を見ると、障害者サービス用資料の来館貸出はサービス実施館 1,503 館の 9 割近くが実施しており、最も多い。2 番目に多いのは対面朗読の 591 館（39.3%）で、点字・録音資料の郵送貸出は 479 館（31.9%）である。宅配の実施館は 353 館（23.5%）と少なめだが、実績館の割合は 64.0%と他のサービスよりも高く、よく利用されていると言える。

表 3-3　障害者サービスの利用者 0 の図書館数

	2010 年		
	実施館	利用者 0 の館	割合
対面朗読	591	221	37.4%
図書・視聴覚資料の郵送貸出	432	141	32.6%
録音・点字資料の郵送貸出	479	115	24.0%
宅配	353	64	18.1%

対面朗読など 4 項目において、制度はあるが利用者 0 の館の割合を見ると、対面朗読が 37.4%（221 館）、図書資料・視聴覚資料の郵送貸出 32.6%（141 館）、録音・点字資料の郵送貸出 24.0%（115 館）、宅配 18.1%（64 館）となっている。対面朗読、図書資料・視聴覚資料の郵送貸出の利用者 0 の館の割合は比較的高く、せっかくの制度が利用されない原因を探り、利用を延ばす方策が求められる。

4　障害者サービスの利用者

障害者サービスの実施館が多くなったにもかかわらず、利用者数を回答した館は減少している。利用者のうち視覚障害者を例に取ると、2005 年調査での回答数が 676 館だったのが、今回の調査では 373 館となっている。システム上で集計できない、利用者のプライバシーに配慮等の理由が推測される。その一方でニーズがつかめていないためサービスできないといった記入があることから、どのように利用者やニーズを把

握しサービスを実施してよいか戸惑っている様子も見受けられる。

5　著作権法改正やガイドラインに合わせたサービス等の検討

著作権法の改正やガイドライン[5)]に合わせて新たなサービス等について検討しているかについては、障害者サービス実施館 1,503 館のうち、「すでに新しいサービス・利用者の拡大などを行っている」と回答したのが 55 館（3.7%)、「検討している・検討予定である」が 536 館（35.7%)、「以前から幅広い利用者へのサービスを実施しているので検討の必要がない」が 93 館（6.2%）となっており、法改正に何らかの対応が行われている図書館は 684 館（45.5%）となっている。一方、「検討の予定はない」が 353 館（23.5%)、「著作権法の改正についてよく知らない」が 60 館（4.0%）ある。著作権法についての理解の普及が課題でもある。「検討の予定はない」の理由の自由記入を見ると、ここでも職員や予算の不足、要望がない、という回答が目に付く。

6　対面朗読

表 3-4　対面朗読実施館数　過去の調査との比較

	1976 年	1981 年	1989 年	1998 年	2010 年
対面朗読実施館数	10	85	133	487	591

対面朗読の実施館数は 1976 年には 10 館だったものが、今回の調査では 591 館となった。1998 年調査の 487 館からみても 104 館増加している。

約 9 割の図書館は対面朗読を図書館で実施している。利用者のほとんどは視覚障害者であるが、聴覚障害者や肢体不自由者、知的障害者等への対面朗読も少ないながら実施されている。

対面朗読の利用条件を活字による読書に障害のある人すべてを対象としている館が 591 館の約半数の 284 館ある一方、障害者手帳所持を条件としているのが 152 館と、4 分の 1 の館が手帳所持を条件としている。著作権法改正に伴い対象者を広げていく必要がある。利用者 0 が 221 館（37.4%）あるというのも残念な数字である。

7　資料の個人貸出の実施状況

表 3-5　資料別貸出タイトル数分布

貸出タイトル数（巻点数は含めない）	0	1－200	201－400	401－600	601－800	801－1,000	1,001 以上
録音図書（テープ版）	107 館	154 館	38 館	14 館	11 館	4 館	27 館
録音図書（DAISY 版）	84 館	89 館	20 館	9 館	9 館	3 館	16 館
点字図書（冊子体）	166 館	138 館	5 館	1 館	0 館	0 館	0 館
点字絵本	78 館	120 館	2 館	0 館	1 館	0 館	0 館
大活字本	45 館	89 館	23 館	9 館	7 館	6 館	33 館

録音図書、点字図書、大活字本とも 1 館あたりの貸出数は 0 タイトルと 1－200 タイトルにピークがあり、数字が多くなるにつれ減少しているが、1,001 タイトル以上で

また増加している。利用が極端に多い館とそうでない館で二極化している。大活字本は図書館資料としての定着を見せ、1,001 タイトル以上の貸出のある館も 33 館となっている。

8　図書館間の相互貸借（貸出）

表 3-6　相互貸借館数の変化（※は該当調査なし）

	1998 年	2010 年
録音図書（テープ版）	91	357
録音図書（DAISY 版）	※	201
録音雑誌（テープ版）	26	145
録音雑誌（DAISY 版）	※	109
点字図書（冊子体）	35	413
点字図書（データ）	※	47
点字雑誌（冊子体）	5	189
点字雑誌（データ）	※	35
点字絵本	5	437
マルチメディア DAISY	※	56
大活字本	8	994
拡大写本	6	93
さわる絵本・布の絵本	6	281
やさしく読める図書	※	105
障害者用字幕手話入りビデオ	0	53

自館蔵書だけでは十分な資料提供ができないため、相互貸借は重要な資料提供方法のひとつであるが、今回の調査で非常に盛んになっている様子が見て取れる。

かつては、各図書館で目録を交換するなどして細々と行っていた相互貸借だが、1982 年に出版が始まった国立国会図書館の『点字図書・録音図書全国総合目録』（現在は Web で公開）やサピエ（旧ないーぶネット）などが整備されてきたことが大きかったと思われる。

9　郵送や宅配での経費負担

郵送や宅配での費用負担については、往復とも図書館が費用負担をしている館（利用者の負担なし）が 27.8%ある一方で、片道あるいは往復とも利用者が負担している館が合計で 87 館（10.3%）あった。また、経費がかかるようなサービスは実施していないという回答が 361 館（42.8%）と、回答の半数近くを占めている。著作権法改正により拡大したサービス対象者への貸出方法も含め、来館できない利用者への資料の届け方が課題である。障害者手帳 1、2 級所持者は無料、宅配は庁用車で実施するなど、図書館側の対応もそれぞれに工夫して行っているが、郵便制度の改正を求めていくことも視野に入れて解決していく必要がある。

10　障害者向け資料の所蔵・製作の状況

表 3-7　資料所蔵状況（※は該当調査なし）

		1998 年	2005 年	2010 年
録音図書（テープ版）	館数（タイトル数）	399(152,994)	423(180,617)	355(224,374)
	館数（巻点数）注 1)	498(662,494)	440(776,266)	107(127,936)
録音図書（DAISY 版）	館数（タイトル数）	※	67 (10,367)	123 (19,881)
	館数（巻点数）	※	64 (12,970)	17 (2,514)
点字図書（冊子体）	館数（タイトル数）	359 (69,285)	644 (99,827)	340 (73,616)
	館数（巻点数）	500(287,145)	705(314,008)	150 (84,782)
マルチメディア DAISY	館数（タイトル数）	※	※	20 (2,022)
大活字本	館数（タイトル数）	599(134,423)	※	519(266,632)

録音図書（テープ版）と点字図書（冊子体）の所蔵館は過去の調査に比べて減少している。代わって録音図書（DAISY 版）の所蔵館が増加している。また、貸出冊数や利用のところでも見られた傾向だが、蔵書においても大活字本の所蔵冊数が増加している。

表 3-8　資料製作館数（タイトル数の回答館 ※は該当調査なし）

	1998 年	2005 年	2010 年	(参考)今回調査の製作館／所蔵館
録音図書（テープ版）	162	165	148	41.7%
録音図書（DAISY 版）	※	28	77	62.6%
録音雑誌（テープ版）	65	21	44	53.7%
録音雑誌（DAISY 版）	※	1	12	41.4%
点字図書（冊子体）	73	69	51	15.0%
点字雑誌（冊子体）	11	2	5	3.0%
字幕・手話入りビデオ・DVD	2	0	2	2.2%
マルチメディア DAISY	※	※	0	0.0%
拡大写本	15	7	10	38.5%
さわる絵本・布の絵本	49	54	75	26.0%

資料製作館は、DAISY での図書･雑誌やさわる絵本・布の絵本で顕著に増加している。しかし、録音図書（テープ版）では、1976 年 24 館、1981 年 102 館、1989 年 140 館、1998 年 162 館と増えていたが、2005 年 165 館でほぼ横這いとなり、2010 年は 148 館に減少した。これは、DAISY への移行が関係していると思われる。また、点字図書の製作館も減少した。

11　病院・施設・学校へのサービス

病院・施設・学校等へのサービスはかなり実施されており、施設等での資料貸出以外のサービスについての自由回答の設問でも、多くの事例が記入されている。

学校だけでなく、養護老人ホームなど地域のさまざまな施設への、リサイクル資料の提供やおはなし会といったサービスが実施されている。

12　障害者サービス全般について

障害者サービスについて自由に書いてもらった設問への回答からは、予算・人員・利用者対応で苦慮している様子がうかがえた。また、ニーズの把握ができないため、サービスをしたいのだが何をしてよいかわからない館もある。希望があったら柔軟に対応したサービスを実施するとの記入もあり、利用者にとってはよいことであるが、制度が無いということは担当がかわったらサービスの継続が危ういという面がある。

都道府県立図書館の市町村支援として、サービスの普及が図られるよう研修等の必要性を感じる。その際は、個々のサービスについてだけでなく、ニーズ把握の方法や利用者への浸透をはかる方策についても研修が必要かもしれない。

注

注 1）巻点数については、統計をどう取るかが課題である。例えば、1 冊の印刷された本をテープ図書や点字図書にする場合、短めの小説でカセットにして 6 巻程度、点字にして３分冊等になる。印刷された本と同じ 1 冊で統計処理する館と、カセットの本数や点字の分冊数で行われる館が混在し、全国的な統計を取る際の不一致をどうするのかが問題である。（今回の調査ではタイトル数が分かる場合は巻点数の記入は不要としたため、巻点数の欄は、巻点数のみを回答した館の数値である。）

参考文献

1）　日本図書館協会障害者サービス委員会編．障害者サービスの今をみる：2005 年障害者サービス全国実態調査（一次）報告書．日本図書館協会, 2006, 22, 37, 11p.

2）　日本図書館協会障害者サービス委員会編.図書館が変わる：1998 年公共図書館の利用に障害のある人々へのサービス調査報告書．日本図書館協会, 2001, 127p.

3）　日本図書館協会障害者サービス委員会編.「図書館利用に障害のある人々へのサービス」全国調査報告書　1998 年調査．日本図書館協会, 1999, 29p.

4）　JIS X 8341-3：2004．高齢者・障害者等配慮設計指針－情報通信における機器，ソフトウェア及びサービス－第３部：ウェブコンテンツ.
なお、同規格は、2010 年 8 月に改訂が行われている。

5）　国公私立大学図書館協力委員会ほか．“図書館の障害者サービスにおける著作権法第 37 条第 3 項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン”．日本図書館協会.
http://www.jla.or.jp/20100218.html, (参照　2011-02-17)

第 4 章　公共図書館における障害者サービスの事例的検討：ヒアリング調査から

野口 武悟

1　はじめに

第 3 章で述べた質問紙調査に加えて、障害者サービスに関して先進的な取組みを行っている公共図書館を抽出して、2010 年 10 月から 11 月にかけてヒアリング調査を実施した。調査対象館（以下、対象館とする）は、浦安市立中央図書館、大阪市立中央図書館、大阪府立中央図書館、埼玉県立久喜図書館、千葉市中央図書館、調布市立中央図書館、名古屋市立鶴舞中央図書館、枚方市立中央図書館、横浜市立中央図書館の 9 館である。本章では、このヒアリング調査の結果から、対象館の障害者サービスの現状と課題を中心に述べる。

2　障害者サービスの歴史

対象館の多くでは、視覚障害者読書権保障運動の高まりや「国際障害者年」（1981年）等を背景に 1970 年代から 80 年代にかけて、視覚障害者に対する対面朗読サービスを主として障害者サービスが始まっている。この時期には、「図書館利用に障害のある人々」へのサービスとの共通認識も形成され始め、視覚障害者以外の人々に対するサービスも徐々に追求されるようになり、現在に至っている。

対象館のなかには、上述した時期以前からサービスに取組んでいたところもある。名古屋市立鶴舞中央図書館では、昭和初期の 1929 年に点字文庫を開設している。わが国の公共図書館では障害者サービスの先駆のひとつといってよい [1]。また、埼玉県立図書館では、久喜図書館が開館する以前の 1952 年に浦和図書館で点字図書を収集し、点字室を開設していたという。その後、川越図書館（現在は廃止）、久喜図書館が中心となって障害者サービスを提供してきた。

3　障害者サービスの現状と課題

3.1　対象者とサービス内容

今日の障害者サービスは、「図書館利用に障害のある人々」へのサービスとして展開されているわけだが、対象館の多くでは、対面朗読や郵送貸出等、概して視覚障害者や肢体障害者中心のサービスとなっている（このことは後述する所蔵資料にも反映）。

そうしたなかで、例えば、枚方市立中央図書館では、聴覚障害者へのサービスに積極的に取組んでいる。同館では、「手話で楽しむおはなし会」や日本語字幕の入った映像資料の製作等を実施している。大阪府立中央図書館では、視覚障害と聴覚障害を重複した盲ろう者に対する IT 講習会を実施し、また、聴覚障害者へのサービスにも取組み始めている。大阪市立中央図書館では、アクセスしやすいところに立地していることもあるが、資料の貸出期間を通常より長く、また貸出冊数も多く設定することで、知的障害者や精神障害者等の来館利用が多くなっているという。

そもそも、対象館の多くでは、サービス対象者のニーズ把握は現時点での利用者を中心として行われている。現時点での利用者以外のニーズを把握するために、調査等の実施の必要性を感じている対象館は少なくない。埼玉県立久喜図書館では、年 1 回、

サービス対象人口（県内の視覚障害者 1 級～6 級の人）の調査を県障害福祉課の協力で実施している。しかし、視覚障害者のみの調査であり、人数の把握にとどまっている。「最近、精神障害、発達障害の方の図書館に対する期待が高まっていると感じる」（名古屋市立鶴舞中央図書館）というように、実感としてニーズの高まりを感じている対象館もある。障害者サービスの内実を真に「図書館利用に障害のある人々」へのサービスへと高めていくためにも、県や市の障害福祉課、当事者団体等との協力のもと、対象者のニーズ調査等を実施することが必要ではなかろうか。

サービスは、個人だけではなく、学校や施設、病院等に対しても行われている。対象館のうち 6 館で、資料の団体貸出、職員を派遣しての読み聞かせ等が行われている。

3.2 サービスの提供体制

（1）担当館・担当部署

対象館全てがそれぞれの自治体の障害者サービスにおいて中心的な役割を果たしているが、いずれの自治体においても地域館（分館）の全てないし複数でも対面朗読等のサービスが利用できるようになっている。

また、対象館いずれにも、障害者サービスの担当部署（名称はさまざま）が設けられており、その部署のある部屋が障害者サービスの窓口となっているケースが多い。千葉市中央図書館、横浜市立中央図書館等のように、一般のフロアに専用のカウンターを設けているところもある。一方、浦安市立中央図書館では、担当部署だけでなく、全職員で障害者サービスを提供しようという方針のため、特別な窓口は設けていない。

（2）担当職員

浦安市立中央図書館を除く対象館では、障害者サービス専任の職員が置かれており、兼任の職員も含めると 5～6 人というところが多い。うち、7 館では、障害のある職員（当事者職員）を配置している。障害のある職員以外は、5 年前後で他の部署に異動になる館が多く、短いところでは 1 年で異動というケースもある。障害者サービスの専門性の形成と継承に課題があるといえよう。一方、障害のある職員は、基本的に異動はなく、担当年数 20 年前後の職員が多い。なお、浦安市立中央図書館では、前述の方針のため、障害者サービス専任の職員は置かれていない。

障害者サービスに関する職員研修は、館によって対象者（新任職員、全職員、障害者サービス担当職員）はさまざまであり、それに応じて研修内容も、視覚障害者の誘導方法、手話、著作権法改正について等、多様である。枚方市立中央図書館では、休館日の第四火曜日に職員が自主的に手話の勉強会を開催しているという。また、職員が外部研修に参加するケースも少なくはなく、例えば、日本図書館協会、都道府県立図書館、近畿視覚障害者情報サービス研究協議会等が主催する研修に参加している。

（3）図書館協力者

障害者サービスの提供には、職員とともに図書館協力者の存在が欠かせない。対象館いずれにも図書館協力者がおり、資料製作と対面朗読に携わっているケースが多い。しかし、浦安市立中央図書館のように、対面朗読は職員が担当しており、図書館協力

者は資料製作のみに携わっているという館や、逆に、大阪市立中央図書館のように、図書館協力者は対面朗読にのみ携わっているという館もある。

資料製作に関しては、音訳（テープ、DAISY）が中心であり、このほか、埼玉県立久喜図書館、名古屋市立鶴舞中央図書館、枚方市立中央図書館では点訳、枚方市立中央図書館では字幕・手話つきビデオ製作が図書館協力者によって担われている。

図書館協力者の課題として、複数の対象館から平均年齢の高さが指摘された。70歳を定年としているという館もあった。一方で、音訳等、地味な活動のためなかなか若い人が集まらない、集まっても長続きしない等の意見も聞かれた。埼玉県立久喜図書館では、音訳者の養成講座の参加者を前回募集した際に、45歳までの人という年齢制限をあえて加えたという。抗議も多かったが、一人前になるまでには5年以上はかかるため、現実問題としてこうしなければ成り立っていかないからだという。

以上の図書館協力者に対しては廉価であるが謝礼等が支払われている。一方で、全くのボランティアの形で障害者サービスに協力している人たちもいる。例えば、大阪市立中央図書館では、点訳ボランティア、マルチメディアDAISYの製作ボランティア、さわる絵本・布の絵本の製作ボランティア等が活動している。枚方市立中央図書館では、さわる絵本・布の絵本の製作ボランティア、「手話で楽しむおはなし会」のボランティア（当事者）、調布市立中央図書館では、資料の宅配ボランティアが活動している。

（4）所蔵資料

対象館の所蔵資料としては、録音資料（テープ、DAISY）を9館全てで所蔵しており、点字資料、拡大資料（大活字、拡大写本）、さわる絵本・布の絵本は大半の館が所蔵していた。一方で、字幕・手話入りビデオ、マルチメディアDAISY、やさしく読める資料（LLブック等）は、2～3館が所蔵しているにとどまっている。

これら資料のなかでも、録音資料については、DAISYへの移行が進んでいるが、高齢な利用者を中心にテープの利用を希望する人も少なくないという。しかし、今後、テープの生産自体が終了し、新規製作が行われなくなった場合に備えて、テープ利用者の DAISY への移行支援が不可欠となろう。横浜市立中央図書館では、定期的に「DAISY体験会」を開催している。

このほか、著作権法が改正されても、人の面、予算の面、機器の面でマルチメディアDAISY等を自館製作するのは困難との意見が複数の館から聞かれた。また、全般的に大人向け資料が中心で、子ども向け資料が全国的に足りていないとの指摘もあった。

（5）設備・機器

対象館では、館内環境のバリアフリー化は比較的進んでいる印象を持ったが、視覚障害者、肢体障害者を想定しての対応にとどまっている感も否めない。例えば、知的障害者にも分かりやすいように館内サインにピクトグラムを採用する等、さらなる対応が必要だろう。

障害者サービスの設備としては、対面朗読室、録音室はいずれの館にも設けられており、また、点訳室が設けられている館もあった。

対象館のうち、コンピュータ端末に音声読上げソフト等の視覚障害者用ソフトをイ

ンストールして OPAC とインターネット検索の両方が利用できるようにしている館は 5 館で、OPAC 用端末のみにインストールしている館が 1 館、逆に、インターネット検索用端末のみにインストールしている館が 1 館、いずれにもインストールしていない館が 2 館あった。このほか、枚方市立中央図書館では肢体障害者用の端末を用意しており、調布市立中央図書館ではマルチメディア DAISY 再生ソフトをインストールした端末を用意している。

（6）予算

予算については、対象館によって費目の設定が異なるため、金額については一概にはいえない。しかし、共通する傾向は 2 つある。ひとつは、割り当てられた予算額の使途のうち図書館協力者への謝礼の占める割合が高いこと（高い館では 8 割以上という館もある）、もうひとつは、年々、予算額が減額傾向にあること（これは公共図書館全体にもいえる）である。このままでは、障害者サービスの充実どころか、現状維持さえも厳しくなってくるとの意見も聞かれた。

障害者サービスに割り当てられた予算額のなかからは、視覚障害者以外に郵送貸出する際の郵便料金を支出している館もある。これに関連して、精神障害者や知的障害を伴わない発達障害者等から郵送貸出の要望が出されても、前述したような予算額の減額傾向のなかでは対応は困難との指摘が複数の館から出された。ここには、郵便料金制度の問題も関わっている。「郵便法」では、視覚障害者用（盲人用）の点字資料、録音資料については無料で郵送することが認められている。また、重度の身体障害者または知的障害者に冊子形態の資料を郵送貸出する場合には「心身障がい者用ゆうメール」によって一般のゆうメール（旧・冊子小包）の半額で、聴覚障害者にビデオ・DVD を郵送貸出する場合には日本郵便から指定を受けた公共図書館は「聴覚障がい者用ゆうパック」にて低料金で郵送することが認められている。ところが、これらに該当しない人々に郵送貸出を行おうとすると、当然ながら通常料金がかかることになる。障害者サービスの重要な柱である郵送貸出を希望するすべて人々に拡大するには、予算の問題もさることながら郵便料金制度見直しの議論も不可避である。

（7）連携・協力

対象館では、資料の相互貸借を中心に他館（主に公共図書館同士や点字図書館）との連携・協力が行われている。「サピエ」で探し、それでも見つからない場合は国立国会図書館の「点字図書・録音図書全国総合目録」で探すというパターンの館がほとんどだった。「サピエ」と「点字図書・録音図書全国総合目録」の横断検索等、両者の連携強化を望む意見が多く聞かれた。また、点字資料、録音資料以外の資料についても全国総合目録の構築が必要との意見もあった。

資料の相互貸借以外では、他館と障害者サービスに関する情報交換等を行っている館もあるが、盛んとはいえない。近隣には、障害者サービスを提供できていない公共図書館も多く、情報交換等の連携・協力には困難を感じるとの意見もあった。

図書館以外の機関との連携・協力では、自治体の障害福祉課と情報交換等をしているケース（浦安市立中央図書館、調布市立中央図書館）等がある。

4　障害者サービスに関する今後の計画・展望

対象館が持つ今後の計画・展望は、前述してきた現状と課題のうち、どこを重視し、どこに力点をおいているか、また、市立か、府県立かによっても異なるといえる。主だった今後の計画・展望を整理すると、以下のようになろう。

【サービスの拡大】

・著作権法改正を受けて、視覚障害以外の視覚による表現の認識に障害のある人々への録音資料の貸出拡大（名古屋市立鶴舞中央図書館）
・同じく、対面朗読の拡大（埼玉県立久喜図書館、名古屋市立鶴舞中央図書館）
・同じく、障害者サービス実施要綱の見直し（枚方市立中央図書館）

【資料の製作】

・子ども向け点字資料、録音資料の製作（千葉市中央図書館）
・録音資料の DAISY 化の推進（浦安市立中央図書館、横浜市立中央図書館）
・マルチメディア DAISY の製作（大阪市立中央図書館、調布市立中央図書館）

【利用者への情報提供・広報】

・ホームページ上で点字資料、録音資料等の検索や予約等を可能にする（リニューアルも含む）（浦安市立中央図書館、大阪市立中央図書館、名古屋市立鶴舞中央図書館）
・利用者へのサービスの PR（千葉市中央図書館）

【市町村立図書館支援（府県立図書館のみ）】

・近畿視覚障害者情報サービス研究協議会と共催で初級音訳講習会を開催し、修了者は当該館のほか、大阪市立と枚方市立の図書館、枚方市内にある NPO 団体に音訳者として登録できるようにする（大阪府立中央図書館）
・「障害者サービスハンドブック」を作成し、市町村立図書館へ配布（埼玉県立久喜図書館）
・市町村立図書館職員を対象とした来館研修の開始（埼玉県立久喜図書館）

5　おわりに

以上、本章では、ヒアリング調査の結果をふまえ、対象館の障害者サービスの現状と課題を中心に述べてきた。対象館は、いずれも障害者サービスでは先進的な取組みをしている館であり、本章で示された現状は、日本の障害者サービスの現時点での到達状況を示すといっても過言ではなかろう。同時に、多くの課題も示された。対象館以外の公共図書館では、さらに多くの課題が山積していようことは想像に難くない。これら課題の解決は、図書館界の努力のみでは如何ともしがたい。ようやく実現した著作権法改正を生かすためにも、国レベルで障害者サービス振興施策を検討すべきではなかろうか。

なお、対象館のヒアリング調査の記録（要約）については、44 頁～61 頁に掲載しているので、あわせて参照いただきたい。

参考文献

1)　野口武悟. 戦前期日本における障害者サービスの展開 ：障害者自身の図書館サービスをめぐる運動と実践を中心に. 図書館文化史研究. 2005, (22), p. 73-91.

資料編

1　質問紙調査の集計結果概要

公共図書館における障害者サービスの実施状況を把握するために、「公共図書館における障害者サービスの実施状況の調査」として 2010 年 9 月下旬から 11 月中旬にかけて質問紙調査を実施した。調査票は、『日本の図書館 統計と名簿 2009』1)を参考に公共図書館 1,397 館に送付し、同一の市区町村内に複数の図書館がある場合は、中央館及びそれに相当する館にその市区町村内の各図書館の調査票のとりまとめを依頼した。

設置母体別の調査票回収数

	調査票 返送件数	回答割合 （N=2,272）
1 都道府県立図書館	53	2.3%
2 政令指定都市立図書館	251	11.0%
3 その他市区立図書館	1,554	68.4%
4 町村立図書館	401	17.6%
5 私立図書館	13	0.6%
計	2,272	100.0%

1.1　図書館概要・施設・設備

（1）図書館の位置づけ

	回答館数	回答割合 （N=2,272）
1 中央館	901	39.7%
2 分館	946	41.6%
3 図書室	53	2.3%
4 その他	334	14.7%
無回答	38	1.7%

（2）図書館の障害者に関する設備（複数回答可）

	回答館数	回答割合 （N=2,272）
1 身障者用トイレ	1,920	84.5%
2 オストメイト対応トイレ	315	13.9%
3 出入り口のスロープ	1,512	66.5%
4 障害者用駐車場	1,556	68.5%
5 障害者に配慮したエレベーター	1,043	45.9%
6 車椅子	1,497	65.9%
7 館内の点字ブロック	902	39.7%
8 対面朗読室	598	26.3%
9 録音室（録音専用）	239	10.5%
10 緊急時用点滅ランプ（聴覚障害者のための警報装置）	168	7.4%
11 案内の点字・拡大表示	277	12.2%
12 誘導チャイム（視覚障害者に入口を案内するもの）	128	5.6%
13 磁気誘導ループ	23	1.0%
14 その他	83	3.7%

（3）館内 OPAC・利用者用パソコンに備わっている機能・設備（複数回答可）

「館内 OPAC」

	回答館数	回答割合（N=2,272）
1 画面や文字の拡大	162	7.1%
2 音声で出力	16	0.7%
3 タッチパネル	1,909	84.0%
4 使いやすいキーボード	111	4.9%
5 車椅子用の高さ	950	41.8%
6 利用者用端末なし	145	6.4%

「利用者用パソコン（インターネットアクセス用）」

	回答館数	回答割合（N=2,272）
1 画面や文字の拡大	230	10.1%
2 音声で出力	56	2.5%
3 タッチパネル	74	3.3%
4 使いやすいキーボード	107	4.7%
5 車椅子用の高さ	544	23.9%
6 利用者用端末なし	486	21.4%

（4）図書館ホームページでの障害者への配慮（複数回答可）

	回答館数	回答割合（N=2,272）
1 音声ブラウザでも使いやすい工夫をしている	377	16.6%
2 弱視者等のために文字の色や大きさ、背景色等に配慮している	495	21.8%
3 簡易検索画面がある	540	23.8%
4 障害者のための画面を別に作っている	92	4.0%
5 ページ作りをシンプルにして誰もが使えるように配慮している	558	24.6%
6 特に対応していない	758	33.4%
7 ホームページがない	184	8.1%
8 その他	162	7.1%
無回答	189	8.3%

1.2 障害者のためのサービス

（1）障害者のためのサービスを実施している図書館

	回答館数	回答割合（N=2,272）
1 はい	1,503	66.2%
2 いいえ	753	33.1%
無回答	16	0.7%

（2）都道府県別の障害者サービスの実施状況

	調査票返送件数	障害者サービス実施数	障害者サービス実施率
北海道	81	48	59.3%
青森県	31	15	48.4%
岩手県	35	23	65.7%
宮城県	31	19	61.3%
秋田県	41	15	36.6%
山形県	21	10	47.6%
福島県	34	12	35.3%
茨城県	42	33	78.6%
栃木県	28	18	64.3%
群馬県	24	14	58.3%
埼玉県	128	95	74.2%
千葉県	100	62	62.0%
東京都	289	205	70.9%
神奈川県	66	55	83.3%
新潟県	66	52	78.8%
富山県	27	16	59.3%
石川県	26	14	53.8%
福井県	17	5	29.4%
山梨県	42	26	61.9%
長野県	45	27	60.0%
岐阜県	57	33	57.9%
静岡県	82	53	64.6%
愛知県	78	66	84.6%
三重県	31	21	67.7%

	調査票返送件数	障害者サービス実施数	障害者サービス実施率
滋賀県	41	31	75.6%
京都府	51	35	68.6%
大阪府	119	103	86.6%
兵庫県	83	62	74.7%
奈良県	20	14	70.0%
和歌山県	17	9	52.9%
鳥取県	16	12	75.0%
島根県	22	18	81.8%
岡山県	54	37	68.5%
広島県	63	47	74.6%
山口県	29	18	62.1%
徳島県	14	7	50.0%
香川県	19	13	68.4%
愛媛県	27	9	33.3%
高知県	19	10	52.6%
福岡県	63	37	58.7%
佐賀県	22	9	40.9%
長崎県	20	12	60.0%
熊本県	38	22	57.9%
大分県	22	15	68.2%
宮崎県	15	11	73.3%
鹿児島県	50	24	48.0%
沖縄県	26	11	42.3%

（3）障害者のために実施しているサービス（複数回答可）

	回答館数	回答割合（N=1,503）
1 対面朗読	591	39.3%
2 障害者サービス用資料（録音・点字資料など）の来館貸出	1,311	87.2%
3 図書資料・視聴覚資料の郵送貸出	432	28.7%
4 録音・点字資料の郵送貸出	479	31.9%
5 その他の障害者サービス用資料の郵送貸出	149	9.9%
6 宅配	353	23.5%
7 利用者対象の催しや研修	77	5.1%
8 病院へのサービス（資料貸出等）	194	12.9%
9 施設へのサービス（資料貸出等）	555	36.9%
10 学校へのサービス（資料貸出等）	452	30.1%
11 障害者サービス用資料（録音・点字資料など）の製作	378	25.1%
12 その他	75	5.0%
無回答	13	0.9%

（4）障害者サービスの障害別の利用状況（「全年齢」の利用者数 1 名以上の回答のあった館の数）

	回答館数	回答割合（N=1,503）
1 視覚障害者	373	24.8%
2 聴覚障害者	86	5.7%
3 肢体不自由者	208	13.8%
4 内部障害者	41	2.7%
5 知的障害者	74	4.9%
6 精神障害者	32	2.1%
7 学習障害者	13	0.9%
8 入院患者	11	0.7%
9 施設入所者	60	4.0%
10 在宅療養者	22	1.5%
11 高齢者	103	6.9%
12 被収容者	0	0.0%
13 その他	51	3.4%

（5）著作権法の改正やガイドラインに合わせての新たなサービス等の検討

	回答館数	回答割合（N=1,503）
1 すでに新しいサービス・利用者の拡大などを行っている	55	3.7%
2 検討している、検討予定である	536	35.7%
3 以前から幅広い利用者へのサービスを実施しているので検討の必要がない	93	6.2%
4 検討の予定はない	353	23.5%
5 著作権法の改正についてよく知らない	60	4.0%
6 その他	96	6.4%
無回答	310	20.6%

1.3 対面朗読

（1）対面朗読を実施しているサービスポイントを 1 以上と回答した館の数（「利用者宅」は実施と回答した館の数）

	回答館数	回答割合（N=591）
1 図書館	517	87.5%
2 図書館以外の公共施設	32	5.4%
3 利用者宅	17	2.9%
4 その他	12	2.0%

（2）対面朗読の障害別の利用状況（利用者数 1 名以上と回答した館の数）

	回答館数	回答割合（N=591）
1 視覚障害者	278	47.0%
2 聴覚障害者	4	0.7%
3 肢体不自由者	7	1.2%
4 内部障害者	0	0.0%
5 知的障害者	2	0.3%
6 精神障害者	1	0.2%
7 学習障害者	0	0.0%
8 入院患者	2	0.3%
9 施設入所者	6	1.0%
10 在宅療養者	2	0.3%
11 高齢者	5	0.8%
12 被収容者	0	0.0%
13 その他	0	0.0%

（3）対面朗読の実施者（1名以上の回答のあった館の数）

	回答館数	回答割合（N=591）
1 職員	65	11.0%
2 図書館協力者	135	22.8%
3 個人登録のボランティア	57	9.6%
4 図書館に登録したグループのメンバー	144	24.4%
5 その他	37	6.3%

（4）対面朗読の利用対象者（複数回答可）

	回答館数	回答割合（N=591）
1 活字による読書に障害のある人全てを対象とし、それ以外の制限はない	284	48.1%
2 障害の種類による制限がある	116	19.6%
3 障害者手帳所持を条件としている	152	25.7%
4 その他	69	11.7%
無回答	72	12.2%

（5）対面朗読の利用時間・回数などの制限（複数回答可）

	回答館数	回答割合（N=591）
1 無制限に利用できる	162	27.4%
2 時間・回数に制限がある	256	43.3%
3 曜日に制限がある	86	14.6%
4 その他	110	18.6%
無回答	66	11.2%

（6）対面朗読の対象資料（複数回答可）

	回答館数	回答割合（N=591）
1 図書館資料（相互貸借を含む）	512	86.6%
2 持参資料（図書館資料になりうるもの）	375	63.5%
3 持参資料（取扱説明書・パンフレットなど）	278	47.0%
4 私的な文書(手紙など)	177	29.9%
5 その他	41	6.9%
無回答	62	10.5%

（7）対面朗読のための図書館での送迎（複数回答可）

	回答館数	回答割合 （N=591）
1 職員が行っている	18	3.0%
2 朗読(音訳)者が行っている	36	6.1%
3 行っていない	452	76.5%
4 その他	38	6.4%
無回答	65	11.0%

1.4 個人貸出・相互貸借

（1）資料の個人貸出の実施状況（複数回答可）

	回答館数	回答割合 （N=1,368）
1 録音図書（テープ版）	794	58.0%
2 録音図書（DAISY 版）	380	27.8%
3 録音雑誌（テープ版）	333	24.3%
4 録音雑誌（DAISY 版）	267	19.5%
5 点字図書（冊子体）	760	55.6%
6 点字図書（データ）	75	5.5%
7 点字雑誌（冊子体）	398	29.1%
8 点字雑誌（データ）	87	6.4%
9 点字絵本	708	51.8%
10 マルチメディア DAISY	135	9.9%
11 大活字本	1,289	94.2%
12 拡大写本	194	14.2%
13 さわる絵本・布の絵本	529	38.7%
14 バリアフリー・ユニバーサルデザイン絵本	294	21.5%
15 やさしく読める図書（LL ブックなど）	209	15.3%
16 障害者用字幕・手話入りビデオ	211	15.4%
17 その他	88	6.4%

母数は、この設問の回答館数である。

（2）資料の図書館間の相互貸借の実施状況（複数回答可）

	回答館数	回答割合（N=1,307）
1 録音図書（テープ版）	357	27.3%
2 録音図書（DAISY 版）	201	15.4%
3 録音雑誌（テープ版）	145	11.1%
4 録音雑誌（DAISY 版）	109	8.3%
5 点字図書（冊子体）	413	31.6%
6 点字図書（データ）	47	3.6%
7 点字雑誌（冊子体）	189	14.5%
8 点字雑誌（データ）	35	2.7%
9 点字絵本	473	36.2%
10 マルチメディア DAISY	56	4.3%
11 大活字本	994	76.1%
12 拡大写本	93	7.1%
13 さわる絵本・布の絵本	281	21.5%
14 バリアフリー・ユニバーサルデザイン絵本	193	14.8%
15 やさしく読める図書（LL ブックなど）	105	8.0%
16 障害者用字幕・手話入りビデオ	53	4.1%
17 その他	31	2.4%

母数は、この設問の回答館数である。

（3）資料別の郵送貸出の実施状況（複数回答可）

	回答館数	回答割合（N=843）
1 一般図書資料・大活字図書等冊子体資料	356	42.2%
2 市販テープ･CD	338	40.1%
3 市販ビデオテープ・DVD	172	20.4%
4 その他	39	4.6%
無回答	57	6.8%

母数は、図書資料・視聴覚資料の郵送貸出、録音・点字資料の郵送貸出、その他の障害者サービス用資料の郵送貸出、宅配の実施館の重複を除く総数である。

（4）資料別の宅配の実施状況（複数回答可）

	回答館数	回答割合（N=843）
1 一般図書資料・大活字図書等冊子体資料	299	35.5%
2 市販テープ・CD	219	26.0%
3 市販ビデオテープ・DVD	141	16.7%
4 その他	19	2.3%
無回答	58	6.9%

母数は、図書資料・視聴覚資料の郵送貸出、録音・点字資料の郵送貸出、その他の障害者サービス用資料の郵送貸出、宅配の実施館の重複を除く総数である。

（5）郵送や宅配での経費負担者

	回答館数	回答割合 （N=843）
1 経費のかかるようなサービスは実施していない	361	42.8%
2 往復とも図書館が料金を負担している	234	27.8%
3 片道分の料金を図書館が負担している	67	7.9%
4 往復とも利用者が料金を負担している	20	2.4%
5 その他	58	6.9%
無回答	103	12.2%

母数は、図書資料・視聴覚資料の郵送貸出、録音・点字資料の郵送貸出、その他の障害者サービス用資料の郵送貸出、宅配の実施館の重複を除く総数である。

1.5 障害者向けの資料の所蔵・製作

（1）障害者向けの資料の所蔵状況（所蔵１以上と回答した館の数）

	回答館数	回答割合 （N=1,503）
1 録音図書（テープ版）	462	30.7%
2 録音図書（DAISY 版）	140	9.3%
3 録音雑誌（テープ版）	87	5.8%
4 録音雑誌（DAISY 版）	31	2.1%
5 点字図書（冊子体）	490	32.6%
6 点字図書（データ）	18	1.2%
7 点字雑誌（冊子体）	178	11.8%
8 点字雑誌（データ）	11	0.7%
9 点字絵本	406	27.0%
10 字幕・手話入りビデオ	104	6.9%
11 マルチメディア DAISY	20	1.3%
12 大活字本	971	64.6%
13 拡大写本	39	2.6%
14 さわる絵本・布の絵本	323	21.5%
15 やさしく読める図書（LL ブックなど）	42	2.8%
16 バリアフリー・ユニバーサルデザイン絵本	107	7.1%
17 その他	92	6.1%

（2）障害者向けの資料の自館製作状況（製作数１以上と回答した館の数）

	回答館数	回答割合（N=1,503）
1 録音図書（テープ版）	148	9.8%
2 録音図書（DAISY 版）	77	5.1%
3 録音雑誌（テープ版）	44	2.9%
4 録音雑誌（DAISY 版）	12	0.8%
5 点字図書（冊子体）	51	3.4%
6 点字図書（データ）	9	0.6%
7 点字雑誌（冊子体）	5	0.3%
8 点字雑誌（データ）	3	0.2%
9 点字絵本	26	1.7%
10 字幕・手話入りビデオ	2	0.1%
11 マルチメディア DAISY	0	0.0%
12 大活字本		
13 拡大写本	10	0.7%
14 さわる絵本・布の絵本	75	5.0%
15 やさしく読める図書（LL ブックなど）	0	0.0%
16 バリアフリー・ユニバーサルデザイン絵本	0	0.0%
17 その他	16	1.1%

（3）資料別の資料製作者の状況（１名以上の回答のあった館の数）（業者委託は実施との回答）

「1 音訳」

	回答館数	回答割合（N=378）
職員	19	5.0%
図書館協力者	50	13.2%
個人登録のボランティア	25	6.6%
図書館に登録したグループのメンバー	95	25.1%
業者委託	0	0.0%
その他	10	2.6%

「2 DAISY の編集」

	回答館数	回答割合（N=378）
職員	18	4.8%
図書館協力者	31	8.2%
個人登録のボランティア	11	2.9%
図書館に登録したグループのメンバー	43	11.4%
業者委託	2	0.5%
その他	2	0.5%

「3 点訳」

	回答館数	回答割合（N=378）
職員	9	2.4%
図書館協力者	16	4.2%
個人登録のボランティア	12	3.2%
図書館に登録したグループのメンバー	44	11.6%
業者委託	1	0.3%
その他	11	2.9%

「4 字幕・手話つきビデオ」

	回答館数	回答割合（N=378）
職員	1	0.3%
図書館協力者	2	0.5%
個人登録のボランティア	0	0.0%
図書館に登録したグループのメンバー	2	0.5%
業者委託	0	0.0%
その他	1	0.3%

「5 マルチメディア DAISY」

	回答館数	回答割合（N=378）
職員	0	0.0%
図書館協力者	0	0.0%
個人登録のボランティア	0	0.0%
図書館に登録したグループのメンバー	1	0.3%
業者委託	1	0.3%
その他	0	0.0%

「6 拡大写本」

	回答館数	回答割合（N=378）
職員	1	0.3%
図書館協力者	2	0.5%
個人登録のボランティア	1	0.3%
図書館に登録したグループのメンバー	4	1.1%
業者委託	0	0.0%
その他	0	0.0%

「7 さわる絵本・布の絵本」

	回答館数	回答割合（N=378）
職員	6	1.6%
図書館協力者	2	0.5%
個人登録のボランティア	8	2.1%
図書館に登録したグループのメンバー	50	13.2%
業者委託	1	0.3%
その他	3	0.8%

「8 その他」

	回答館数	回答割合（N=378）
職員	1	0.3%
図書館協力者	0	0.0%
個人登録のボランティア	2	0.5%
図書館に登録したグループのメンバー	6	1.6%
業者委託	1	0.3%
その他	0	0.0%

（4）蔵書にしない資料の製作の実施状況（個人利用者へのプライベート製作など）（複数回答可）

	回答館数	回答割合（N=378）
1 音訳	119	31.5%
2 点訳	44	11.6%
3 文字の拡大	10	2.6%
4 墨字訳（代筆）	15	4.0%
5 実施していない	184	48.7%
6 その他	9	2.4%
無回答	59	15.6%

1.6 病院・施設・学校へのサービス

（1）施設等を対象としたサービスの実施状況

	回答館数	回答割合（N=1,503）
1 病院	158	10.5%
2 特別養護老人ホーム	303	20.2%
3 老人保健施設	295	19.6%
4 障害者施設	209	13.9%
5 盲学校（特別支援学校）	52	3.5%
6 ろう学校（特別支援学校）	64	4.3%
7 養護学校（特別支援学校）	174	11.6%
8 小中高校	352	23.4%
9 矯正施設	26	1.7%
10 その他	137	9.1%

1.7　職員体制

（1）障害者サービスの担当職員数0.1名以上と回答した館の数

	回答館数	回答割合（N=1,503）
1 専任	142	9.4%
2 兼任	936	62.3%

（2）専任の職員数

	回答館数	回答割合（N=1,503）
0名	1,189	79.1%
0.1～1.0名	65	4.3%
1.1～2.0名	24	1.6%
2.1～3.0名	18	1.2%
3.1～4.0名	8	0.5%
4.1～5.0名	7	0.5%
5.1名以上	20	1.3%
不明	5	0.3%
無回答	167	11.1%

（3）兼任の職員数

	回答館数	回答割合（N=1,503）
0名	387	25.7%
0.1～1.0名	400	26.6%
1.1～2.0名	245	16.3%
2.1～3.0名	102	6.8%
3.1～4.0名	55	3.7%
4.1～5.0名	41	2.7%
5.1名以上	93	6.2%
不明	8	0.5%
無回答	172	11.4%

（4）手話・点字のできる職員数1名以上と回答した館の数

	回答館数	回答割合（N=1,503）
1 手話	122	8.1%
2 点字	99	6.6%

（5）手話のできる職員数

	回答館数	回答割合 （N=1,503）
0名	1,180	78.5%
1名	97	6.5%
2名	17	1.1%
3名	2	0.1%
4名	2	0.1%
5名以上	4	0.3%
無回答	201	13.4%

（6）点字のできる職員数

	回答館数	回答割合 （N=1,503）
0名	1,203	80.0%
1名	73	4.9%
2名	16	1.1%
3名	5	0.3%
4名	1	0.1%
5名以上	4	0.3%
無回答	201	13.4%

（7）障害のある職員数1名以上と回答した館の数

	回答館数	回答割合 （N=1,503）
1 正規	157	10.4%
2 非正規	82	5.5%

「1 正規」

	回答館数	回答割合 （N=1,503）
0名	805	53.6%
1名	125	8.3%
2名	28	1.9%
3名	4	0.3%
無回答	541	36.0%

「2 非正規」

	回答館数	回答割合 （N=1,503）
0名	884	58.8%
1名	74	4.9%
2名	8	0.5%
3名	0	0.0%
無回答	537	35.7%

1.8 障害者サービス用の機器の設置状況

（1）館内利用用機器の設置状況（複数回答可）

	回答館数	回答割合 （N=1,503）
1 拡大鏡	791	52.6%
2 拡大読書機	622	41.4%
3 利用者用点訳パソコン	32	2.1%
4 点字ピンディスプレイ	36	2.4%
5 点字タイプライター	47	3.1%
6 点訳ソフト	45	3.0%
7 点図ソフト	5	0.3%
8 点字プリンター	44	2.9%
9 点字製本機	3	0.2%
10 立体コピー機	5	0.3%
11 録音用デッキ	159	10.6%
12 ダブルデッキ	60	4.0%
13 高速ダビング機（テープ）		
14 CD コピー機		
15 デジタル録音機	37	2.5%
16 音訳パソコン	56	3.7%
17 DAISY 再生機	108	7.2%
18 DAISY 録音再生機	90	6.0%
19 DAISY 録音編集ソフト	37	2.5%
20 マルチメディア DAISY 編集ソフト	3	0.2%
21 オーディオキャプチャー （オーディオインターフェース）	16	1.1%
22 音声読書機	123	8.2%
23 その他	46	3.1%
無回答	16	1.1%

（2）利用者貸出用機器の設置状況（複数回答可）

	回答館数	回答割合（N=1,503）
1 拡大鏡	19	1.3%
2 拡大読書機	11	0.7%
3 利用者用点訳パソコン	0	0.0%
4 点字ピンディスプレイ	0	0.0%
5 点字タイプライター	1	0.1%
6 点訳ソフト	0	0.0%
7 点図ソフト	0	0.0%
8 点字プリンター	0	0.0%
9 点字製本機	0	0.0%
10 立体コピー機	0	0.0%
11 録音用デッキ	4	0.3%
12 ダブルデッキ	2	0.1%
13 高速ダビング機（テープ）		
14 CD コピー機		
15 デジタル録音機	12	0.8%
16 音訳パソコン	1	0.1%
17 DAISY 再生機	67	4.5%
18 DAISY 録音再生機	30	2.0%
19 DAISY 録音編集ソフト	0	0.0%
20 マルチメディア DAISY 編集ソフト	0	0.0%
21 オーディオキャプチャー（オーディオインターフェース）	0	0.0%
22 音声読書機	1	0.1%
23 その他	4	0.3%
無回答	16	1.1%

（3）協力者貸出用機器の設置状況（複数回答可）

	回答館数	回答割合 （N=1,503）
1 拡大鏡	4	0.3%
2 拡大読書機		
3 利用者用点訳パソコン	6	0.4%
4 点字ピンディスプレイ	1	0.1%
5 点字タイプライター	6	0.4%
6 点訳ソフト	18	1.2%
7 点図ソフト	4	0.3%
8 点字プリンター	20	1.3%
9 点字製本機	1	0.1%
10 立体コピー機	0	0.0%
11 録音用デッキ	62	4.1%
12 ダブルデッキ	11	0.7%
13 高速ダビング機（テープ）		
14 CD コピー機		
15 デジタル録音機	39	2.6%
16 音訳パソコン	15	1.0%
17 DAISY 再生機	26	1.7%
18 DAISY 録音再生機	37	2.5%
19 DAISY 録音編集ソフト	34	2.3%
20 マルチメディア DAISY 編集ソフト	1	0.1%
21 オーディオキャプチャー （オーディオインターフェース）	22	1.5%
22 音声読書機	2	0.1%
23 その他	2	0.1%
無回答	16	1.1%

（4）自館業務用機器の設置状況（複数回答可）

	回答館数	回答割合（N=1,503）
1 拡大鏡	26	1.7%
2 拡大読書機	9	0.6%
3 利用者用点訳パソコン	26	1.7%
4 点字ピンディスプレイ	24	1.6%
5 点字タイプライター	43	2.9%
6 点訳ソフト	84	5.6%
7 点図ソフト	17	1.1%
8 点字プリンター	91	6.1%
9 点字製本機	8	0.5%
10 立体コピー機	16	1.1%
11 録音用デッキ	166	11.0%
12 ダブルデッキ	76	5.1%
13 高速ダビング機（テープ）	158	10.5%
14 CD コピー機	110	7.3%
15 デジタル録音機	87	5.8%
16 音訳パソコン	76	5.1%
17 DAISY 再生機	89	5.9%
18 DAISY 録音再生機	112	7.5%
19 DAISY 録音編集ソフト	108	7.2%
20 マルチメディア DAISY 編集ソフト	10	0.7%
21 オーディオキャプチャー（オーディオインターフェース）	69	4.6%
22 音声読書機	20	1.3%
23 その他	22	1.5%
無回答	16	1.1%

参考文献

1） 日本図書館協会図書館調査事業委員会. “公共図書館 名簿編”. 日本の図書館 統計と名簿 2009. 日本図書館協会, 2010,p. 417－510.

2　ヒアリング調査の要約

「公共図書館における障害者サービスの先進的な取組みの調査」として、2010 年 10 月から 11 月にかけて図書館 9 館に障害者サービスについてのヒアリング調査を実施した。

2.1　浦安市立中央図書館

（1）障害者サービスの歴史（障害者サービスの開始背景、サービス発展のプロセス等）

浦安町立図書館の新図書館建設計画時に、利用者の声を反映しようとした住民運動「こんな図書館がほしい会」がおこり、会の要望のひとつに障害者サービスを始めてほしいというものがあった。中央図書館設置委員会を経て、昭和 57 年に「浦安市立図書館心身障がい者等に関する貸出要項」が定められ、同年に宅配サービスが開始された。昭和 58 年に浦安市立中央図書館が開館し、利用案内に障害者サービスを掲載、対面朗読室開室、録音図書の相互貸借開始等、徐々に障害者サービスを拡げていった。

（2）障害者サービスに関する研修

平成 21 年にカウンター業務に関わる職員全員を対象とする館内研修を行った。平成 22 年には、新規採用職員研修という形で、専門非常勤等を対象に研修を行った。

外部研修では、社団法人日本図書館協会主催の障害者サービス担当職員養成講座に隔年で参加している。また、県立図書館で年 2 回ほど開催される障害者サービス研修に参加している。

（3）障害者サービスに関する予算

障害者サービスの予算は 200 万円程度で、大部分が協力者に支払う資料制作謝礼となり、その他、機器のリース費や消耗品費等を含む。

参考として図書館費の予算は約 7 億円となり、うち図書費は中央館、分館 6 館、病院サービス用図書、団体サービス用図書を含め約 1 億円となる。（平成 22 年度に開館した高洲分館は含めていない。）

（4）障害者サービスに関する他館・他機関との協力関係

国会図書館の「点字図書・録音図書全国総合目録」に参加館として登録しているが、目録情報はまだ提供していない。今後整えて提供していきたい。資料の借受は国立国会図書館の目録をほとんど利用していない。

サピエに加盟をしており、利用している。

他館との協力関係については、例えば利用者から当館にないサービスの要望があった際に、他の地方自治体の館や県立図書館に問い合わせをし、情報収集や情報交換を行った。

地方自治体との連携では、浦安市の「障がい福祉課」との情報交換や、福祉サービスをまとめたガイドブックに図書館の案内を掲載した。また、何か問題があったときは打ち合わせを設けたりしている。

（5）障害者サービスにおいて特に力を入れて取り組んでいる事柄

力を入れているのは、利用者からの要望に応じて資料を提供することである。当館にない資料であれば、サピエを利用して点字図書館等から資料の貸出を受けている。所蔵がなければ予算の範囲内になるが、なるべく早く制作して提供するようにしている。

テープがよい、DAISY がよい、テキストデータがよいなど、障害者の方のそれぞれの要望に応じて対応している。資料の種類も、出版物以外に、例えば家電製品の取扱説明書など、個人に特化したものについても、できる限り要望に応えられるように力を入れて取り組んでいる。

当館の特色は、視覚障害者資料等を利用する宅配登録者等それぞれを、職員及び専門非常勤が担当し、サービスの提供をしていることである。各々の職員が宅配担当となっているため、利用者のニーズを把握しやすく、また、職員が障害者サービス業務の認識を保つことができる。研修をしても、全くのゼロの状態でするのではなくて、過去に経験のある人に対しての確認という形になるのでやりやすい。

また、他館では障害者サービスカウンターを設けているが、当館では設けていない。それに対し、メリット、デメリットがあると思うが、メリットは、障害者がどこでもサービスを受けることができることにある。図書館を利用することへの障害を取り除くというスタンスで運営している。

（6）障害者サービス実施上の課題

障害者サービスの利用者へ DAISY の案内や機器の貸出をしており、以前よりは DAISY 利用が進んでいる。今年度末に点字図書館でのテープ貸出が停止されるため、高齢で、もう新しい機器を利用するのが困難な方に対してどのように資料を提供していくのかが課題である。データを変換しての提供を含め、検討しているところである。

また、利用者の高齢化に伴う問題も生じている。宅配サービスを利用していた方の中で、高齢により施設に移られた方が何名かいらっしゃる。対施設へのサービスとなるため、検討していきたい。

他には、テキストデータの提供について、まだマニュアルとして定まっていないため、実験的に読み込んで、それを少し直して渡すということをしている。協力者に要請するかどうかも検討している。

（7）障害者サービスに関する今後の計画

利用案内の改訂を行い、PR をする。

資料提供については、テキストデータの提供を進めていく。提供方法については従来の方法以外に心身障害者ゆうメールを開始する。

また、DAISY への移行を進めていく。協力者向けの DAISY 講習会を来年も行い、協力者を養成していく。

2.2　大阪市立中央図書館

（1）障害者サービスの歴史（障害者サービスの開始背景、サービス発展のプロセス等）

年	内容
1974 年	対面朗読サービス開始。利用対象者は視覚障害者。朗読は職員が実施。 図書の郵送貸出開始。利用対象者は肢体不自由者。
1975 年	身体障害者用冊子小包受発施設の登録申請。 盲人用録音物受発施設の登録申請。
1982 年	点字図書貸出開始。利用対象は視覚障害者。
1983 年	録音図書貸出開始。利用対象は視覚障害者。
1996 年	新中央図書館完成（建替)。地下 1 階に障害者サービスコーナーを設置してサービスを拡大。 聴覚障害者用字幕付ビデオ、手話付ビデオ貸出開始。
2004 年	ホームページに障害者サービスページを追加。

略年表は、聞き覚えで作成したものであり、公式のものではない。

1974 年に当館で対面朗読を開始したのは、大阪府と大阪市に対しての市民運動があったことが背景にあると聞いている。大阪府では大阪府立夕陽丘図書館で先行して対面朗読をスタートさせ、その後、当館でスタートした。1996 年に当館を建て替えるまでは、職員が対面朗読を実施していたが、建替後の業務開始時に対面朗読者を図書館協力者に変更した。

（2）障害者サービスに関する研修

当館では職員向けとして、新規採用者(嘱託職員含む)と 2 年次研修を行っている。また、窓口業務を委託しており、業務委託業者を対象とするいろいろな研修の中の一部に、障害者サービスの研修が含まれている。研修は 4 月に実施しており、講師は専任の職員が担当し、1 時間程度で行っている。

外部研修として、近畿視覚障害者情報サービス研究協議会の各種研修があり、基本的には障害者サービス担当が参加する。

大阪府下の公共図書館が加盟する大阪公共図書館協議会（OLA）の基礎研修の中にも、障害者サービスの研修が含まれている。障害者サービス担当以外の職員も参加する場合もある。

（3）障害者サービスに関する予算

大活字・点字図書の購入費を除いての、障害者サービスの予算は年間 540 万円程度である。この予算額は、大阪市立図書館全ての対面朗読の予算、郵送貸出の予算、録音図書等の予算の総額である。点字や大活字本、雑誌などの障害者用資料は図書費、資料費に含まれており、これらの障害者用資料の購入費を含めると、年間予算額は 600 万円強になるだろう。

（4）障害者サービスに関する他館・他機関との協力関係

利用者から要望はあるが、当館の所蔵がなく他からも借りられない資料については、大阪市立早川福祉会館の点字図書室の協力を得て、録音資料の製作を依頼し貸出している。

日本ライトハウスの情報センターでは、古い録音図書のテープ版を DAISY 版にしていっているが、DAISY 版ではページ付けなどが必要になってくるため、照合、確認のために当館が墨字原本の貸出を行っている。

（5）障害者サービスにおいて特に力を入れて取り組んでいる事柄

対面朗読は実施回数に制限を設けておらず、実施回数は去年と比べ増えている。利用案内では予約は 1 週間前までにとお願いしているが、前日の予約でも不可能ではない限り、対応するようにしている。

知的障害、精神障害、要介護など障害のある方が来館利用しやすいように、貸出期間を一般が 15 日間であるところを 1 ヶ月間とし、貸出点数も多くしている。

（6）障害者サービス実施上の課題

視覚障害、肢体障害、内部障害で図書館への来館が困難な方には、図書、点字資料、録音資料（視覚障害の方のみ）などを郵送で貸出している。現在郵送貸出していない AV 資料、特にビデオ・DVD について精神障害の方や高齢者などから要望があり、その対応が課題である。

対面朗読では、視覚障害以外の方からの希望があった場合の対応も課題である。

対面朗読では冊子体の資料を読むが、対面朗読室にパソコンがあるため、インターネットで情報を検索して、その情報を伝えてほしいという希望もある。対応するためには、職員が対処するのか、音訳の協力者が対処するかなどのルールを決定する必要がある。

（7）障害者サービスに関する今後の計画

やらなくてはならないことの一つに、ホームページのリニューアルがある。リニューアルによって対面朗読と資料の予約をメールで受付できるようにしていく。現在、タイトルが分かっている場合は、インターネットで予約できるが、利用者がほしい情報を伝えてくると指定された内容が書かれた本を提示して予約可能にしたい。また、他の図書館に資料を貸出するときも、メールで対応できるようにしたい。

DAISY とマルチメディア DAISY は、データとして整理しきれていないので、整理を終了させたい。

絵本のマルチメディア DAISY を、ボランティアに作ってもらうことを計画している。

2.3　大阪府立中央図書館

（1）障害者サービスの歴史（障害者サービスの開始背景、サービス発展のプロセス等）

1974 年に完成した夕陽丘図書館がまだ建設中の時期に、視覚障害者団体から大阪府に対して対面朗読サービス実施の要望があった。その頃は東京都立日比谷図書館など関東の図書館で対面朗読サービスが始まった時期で、大阪でも実施の要望が高まり、開館と同時に対面朗読室 2 室でサービスを開始した。

1996 年に当館が完成した際に対面朗読室を 7 室に拡大し、専任職員を配置したあとも、対面朗読サービス、郵送貸出などのサービスを定着させ、現在では IT 支援、聴覚障害者へのサービスなども行っている。

（2）障害者サービスに関する研修

大阪府内の公共図書館職員などを対象とした大阪府図書館司書セミナーを開催している。このセミナーは年 5、6 回開催されるが、例年、そのうちの 1 回程度、障害者サービスに関する研修が組み込まれている。また、他の図書館から当館へ出向あるいは派遣された職員を対象に、障害者サービスを含めた実務的な研修を実習形式で行っており、障害者サービスに対しての理解を深めている。

このほか館内研修として、手話講習会を実施するほか、全職員を対象に研修を行っている危機管理対策の一環として、地震や火災発生時の障害者の避難誘導について実習することがある。

（3）障害者サービスに関する予算

「身体障がい者奉仕活動費」は対面朗読サービスの実施、「墨字図書新着案内」点字版の作成、録音図書の作成、墨字図書郵送貸出のための予算である。「身体障がい者奉仕活動費」は、2009 年度は 647 万円であったが、2010 年度は 454 万円となった。そのうち、対面朗読協力者謝礼は 410 万円である。

なお、これらとは別に、資料購入費の中に DAISY 図書や大活字図書の購入予算がある。

（4）障害者サービスに関する他館・他機関との協力関係

近畿圏内の視覚障害者情報提供施設（点字図書館）と公共図書館が加盟する近畿視覚障害者情報サービス研究協議会で、研修や情報交換を行っている。

なお、府内の公共図書館との情報交換の場を設けることなどは課題として上がっているが、府内の公共図書館には当館以上のサービスを実施している図書館もあれば、実施できていない図書館もある。情報交換の場を設けるにあたっては、慎重に検討することが必要と考えている。

（5）障害者サービスにおいて特に力を入れて取り組んでいる事柄

対面朗読や郵送貸出などの従来からのサービスにも力を入れているが、近年、特に視覚障害の方へのパソコン利用支援や IT 講習会への取組みを進めている。

2000 年 10 月に「視覚障害者用パソコンシステム利用サービス実施要領」を策定し、

この規定に基づいてインターネットやスキャナーを使っての読書や、点訳ソフトの利用、CD-ROM 形式の辞書利用などを支援している。これら視覚障害者の読書支援には、音声読み上げソフトや画面拡大ソフト、点字表示ソフトを用いるが、機器類の使い方を知りたい利用者には、1 回 2 時間までパソコンの利用を指導するサービスを行っている。

IT 講習会はインターネット検索、蔵書検索を中心とした講習で、2001 年度から毎年開催している。当初は初級程度の内容であったが、2003 年度からは中級程度へと内容を展開してきた。初級講座については、各市町村や視覚障害者情報提供施設（点字図書館）、各都道府県にある IT サポートセンター等が行っているため、事業の重複を避けている。また、視覚と聴覚の両方に障害のある「盲ろう者」に対してインターネット講習会も行っている。

当館では、音声読書機、立体コピー機、点図ディスプレイ、点字ディスプレイ、拡大読書機などを設置しており、全国的に見て公共図書館の中では一番、障害者サービス用の機器類は整備されていると思う。

聴覚障害の方へのサービスもできることから始めている。2008 年に非常勤嘱託員として手話通訳者を採用し、大阪府視聴覚ライブラリー（学校や社会教育関係団体、企業等に対し、研修や上映会に使用できる視聴覚教材と機材の貸出を行うもの）の担当を兼務していたが、業務の委託化に伴い、2010 年 4 月から「障がい者支援室」へ配属となった。手話をコミュニケーション手段とする利用者の対応や、当館が開催する講演会等のイベントでの手話通訳を行っている。

また、使用頻度の高い対応の事例を整理し、必要最小限の手話を写真で表現した「手話ブック」を職員用の資料として作成した。

（6）障害者サービス実施上の課題

一般的な図書館サービスに比べ、障害者サービスには特有の知識と経験がより一層要求される。担当職員の専門性が問われる分野である。

厳しい行政事情の下での予算を伴うサービスは、レベルを維持することが精一杯である。当館では墨字図書の郵送貸出サービスで郵送費を全額負担しているが、主に肢体障害者の方のニーズが高まる中で、予算は逆に減少している。

対面朗読サービスには、スキルを持った朗読者の協力が欠かせないが、当館では過去 10 年間で 1 度新規採用を行ったのみである。そのため、当初 65 名であったのが、41 名に減少しているうえ、高齢化している。若年層の朗読協力者を育成していかねばならないが、音訳は地味な活動であり、子どもの読書支援などと比べて若年層を集めにくい。

（7）障害者サービスに関する今後の計画

近畿視覚障害者情報サービス研究協議会と当館の共催で、初級の音訳講習会を 2011 年 1 月から開催する予定である。研修が終了すると参加者は、当館と大阪市と枚方市の図書館、枚方市にある NPO 団体のいずれかに音訳者として登録できる。

2.4　埼玉県立久喜図書館

（1）障害者サービスの歴史（障害者サービスの開始背景、サービス発展のプロセス等）

昭和 27 年	4 月　地域の盲人福祉サービスへのニーズを受け、盲人向け点字図書の収集を開始。 5 月　点字室を設置。
昭和 30 年	点字図書利用者・点訳奉仕者座談会を開催（2 回）。
昭和 50 年	川越図書館開館、障害奉仕課設置。障害者に対する図書館利用の説明会を開催。
昭和 54 年	久喜図書館準備事務所で視覚障害者サービスの朗読奉仕ボランティア養成講座開始。
昭和 55 年	久喜図書館開館、障害奉仕課設置。
平成 15 年	川越図書館廃止。障害者サービスを久喜図書館へ一元化。 朗読者養成講座の開始。（平成 17 年度までの 3 か年事業）

「埼玉県立図書館要覧」、「埼玉県立浦和図書館 50 年誌」等によると埼玉県立図書館では、昭和 27 年には視覚障害者サービスを行っていたことが確認できる。

また、昭和 50 年に川越図書館で視覚障害者サービスを開始したことも日本では、比較的早い時期の取組みであった。

平成 14 年度までは、浦和図書館が点字の収集、制作、貸出を担当し、川越図書館と久喜図書館が対面朗読及び録音資料の収集・製作・貸出を担当するなど 3 館が連携しながらサービスを行っていたが、平成 15 年 4 月に川越図書館が廃止となり、久喜図書館に障害者サービスが一元化された。

それに伴い、川越図書館、浦和図書館で取り扱っていた障害者サービス用資料も久喜図書館で管理運用することとなり、併せて浦和図書館と熊谷図書館でも対面朗読ができるよう対面朗読室を新たに設置し、朗読者の新規養成も行った。

（2）障害者サービスに関する研修

館内研修は、県立 3 図書館が個別に年 1 回程度実施している。講師は久喜図書館の障害者サービス担当職員が行う場合と外部講師を招く場合とがある。

外部研修は、埼玉県図書館協会障害奉仕専門委員会（事務局：久喜図書館）が開催する障害者サービス研修会に市町村図書館職員とともに参加している。

新入職員研修は、県立図書館主催の新任職員研修会の講座の一つとして行う障害者サービス研修を市町村図書館職員とともに受講している。

なお、久喜図書館は、日本図書館協会が主催する障害者サービス研修会の実習受入館となっている。

（3）障害者サービスに関する予算

平成 22 年度の障害者サービス関連予算は、約 330 万円である。内訳は図書館協力者等の報償費が約 280 万円、その他資料費等が約 50 万円である。

（4）障害者サービスに関する他館・他機関との協力関係

埼玉県立図書館では、県立図書館と市町村立図書館との役割分担の視点に立ってサービスを行っている。

県立図書館では、様々な専門分野に対応した朗読ができる朗読者が多数おり、長時間の朗読依頼にも対応が可能であるため、そのような特性を生かしたサービスに努めている。

資料製作では、大まかな区分けとして、専門性の高い資料や市町村立図書館で作らない資料の製作は県立図書館、小説などの一般的な資料は市町村立図書館という役割分担をしている。このことにより、利用者は専門性の高い資料は県立図書館、一般的な資料は市町村立図書館と使い分けることができると考えている。

また、埼玉県内でも障害者サービスを実施していない市町村立図書館があり、それらの市町村住民をはじめとして全県的に、資料貸出や対面朗読などの直接サービスを行っている。

市町村図書館支援としては、主に各図書館で開催する研修会への担当職員の講師派遣や運営相談の受付、県立図書館を含む県内公共図書館の録音・点字図書情報の提供を行っている。

普及広報活動は、利用者向けには、県立図書館ホームページでの情報提供や各図書館窓口でのポスター掲示、チラシ配布、県の社会福祉協議会等の関係機関が出している定期広報誌で記事掲載を行っている。

市町村図書館向けには、図書館協力担当が行っている図書館協力ウェブサイトでの情報提供を行っている。

（5）障害者サービスにおいて特に力を入れて取り組んでいる事柄

著作権法の改正に伴い、視覚障害者以外の視覚による表現の認識に障害のある方にサービスの対象を広げるなど、障害者サービスの拡充を今年度から計画し実施している。

（6）障害者サービス実施上の課題

図書館協力者の高齢化に伴う若い世代の朗読者の活用が課題である。

朗読者の養成は時間と費用がかかるものであるが、朗読者養成講座を修了した登録朗読者の中でも若い世代の活用は、社会における経済状況等の事情もあり難しくなっている。これは当館だけの課題ではなく全国的な問題と考えられる。

また、関係機関との連携を踏まえた情報ネットワーク化への対応も課題となっている。

（7）障害者サービスに関する今後の計画

著作権法の改正に対応し、対面朗読におけるサービス対象者を拡大する。

市町村立図書館支援として、「障害者サービスハンドブック」の作成配布と市町村立図書館の職員を対象とする当館への来館研修を実施する。

2.5　千葉市中央図書館

（1）障害者サービスの歴史（障害者サービスの開始背景、サービス発展のプロセス等）

障害者年が 1980 年代にあり、その頃を契機として宅配サービスと一部の地区館で対面音訳を行っていたが、本格的なサービスとして、録音図書、点字図書の所蔵、郵送貸出などに動き始めたのは 2001 年に中央図書館が開館してからである。

障害者サービスに注力し始めてちょうど 10 年に差し掛かったところなので、千葉県立中央図書館や、横浜市中央図書館、埼玉県立図書館などの状況を伺いながら試行錯誤して進めている。

（2）障害者サービスに関する研修

職員研修と音訳協力者対象の音訳研修の二つの研修を主に行っている。

職員研修には、地区図書館の担当職員を含め 10 人弱程度が参加し、スキルアップを目的として基本的には毎年行っている。本年度は、録音図書や対面音訳のデジタル録音を出来るように、デジタル録音機器操作研修を行った。

また、図書館職員全体研修で、「障害者サービスに関する著作権法の改正について」というテーマを取り上げた。全体研修でも、数年に 1 回は障害者サービスをテーマにしてもらえるようにできればと思っている。

音訳協力者向けの研修としては、年に 1 回スキルアップ研修を設けている。ここ数年は、DAISY 機器操作をマスターして頂くための研修がメインだった。今年は対面音訳のことも含めて、「より分かりやすい、より聞きやすい読み」をテーマにして、外部講師を招いて話を伺う予定である。

千葉県立図書館主催の研修など、外部で行われる研修についても都合のつく限り参加するようにしている。

（3）障害者サービスに関する予算

予算は、主には資料費と報償費に分かれる。

資料費は録音図書・点字図書等、備品と消耗品の購入費であり、合計で 60 万円程度で、年々減少傾向にある。

報償費に関しては、対面音訳の報償費の設定が 1 時間 1,000 円である。基本的には 2 時間で一コマなので、来ていただくと 2,000 円支払っている（交通費込み）。予算は 90 回分の 18 万円である。その他、録音図書作成の報償費が 22 万円程度で、合わせて 40 万円弱である。録音図書の報償費の設定は、音声データ 1 時間あたり 2,000 円である。

この予算ではなかなか資料を増やすことができず、相互貸借を利用するなどで対応しているが、当館だけでなくどの館でも課題とするのではないかと感じる。

（4）障害者サービスに関する他館・他機関との協力関係

各福祉事務所等で障害者の方に配布する冊子「障害者福祉の案内」に図書館のサービスを掲載している。しかし、冊子を利用者が隅から隅まで読むわけではない。障害者が多く集まるイベント等に出かけていき、図書館のサービスを知ってもらうための PR が大切である。

（5）障害者サービスにおいて特に力を入れて取り組んでいる事柄

当館の大きな特徴は、一般のフロア内に専用の障害者サービスカウンターがある点で、利用者が入っていきやすい環境を整えている。

また、大活字本の需要は非常にあるので、大活字本コーナーを分かりやすい場所（貸出カウンター前）に設けている。著作権法も改正されたので、より多くの方にサービスを知ってもらえるよう、工夫をしていきたい。

（6）障害者サービス実施上の課題

子ども用の資料の点訳、音訳があまりされておらず、資料が少ない。若い層へ提供できる資料が全国的にも足りていないと感じており、フォローができればよいと思っている。予算の問題もあるが、少しでも作成出来るよう、今後取り組んでいきたい。

（7）障害者サービスに関する今後の計画

子ども向けの録音図書のタイトルを製作する以外では、図書館のサービスをもっとよく知っていただけるようにPRしていきたい。

障害者サービスに関する著作権法改正により、録音図書利用対象が拡大されることが明記された。貸出媒体に関しても、その利用者が利用できる媒体での提供が可能となった。多くの方に障害者サービスを知って頂く良いタイミングである。また、私たち担当者にとっても、今後のサービスを考えていく良い時期だと感じている。具体的には、様々な媒体での資料提供が可能になったため、千葉県立中央図書館で行われているiPodに音声データを入れての貸出など、ツールの拡大も含めて、検討が出来るのではないかと考えている。

特別支援学校や福祉事務所、障害者・高齢者の方々が多く利用する施設等と連携を図っていくことも課題の一つかと考えている。学校に通う児童生徒は、学校図書室などを利用されていると思うが、地域の公共図書館も、どんどん利用して欲しい。

高齢による視力減退で読書をあきらめてしまっている方々にも、たくさん利用して頂きたい。

2.6　調布市立中央図書館

(1) 障害者サービスの歴史（障害者サービスの開始背景、サービス発展のプロセス等）

調布の図書館は、開館当初から地域に根ざした市民の学習活動を支援し、文化創造の拠点であることを目指して活動を行ってきた。昭和 50 年当時、図書館を事務局としたサークルの一つとして誕生した「朗読奉仕の会」が現在のハンディキャップサービスの基点となった。

「朗読奉仕の会」は、俳優を講師として朗読者の養成を行い、文学作品をテープに吹き込んで貸出したり、視覚障害のある小学生に対面朗読をするなどの活動を行った。要請があり、市報の朗読も開始した。

また、職員の中からも障害者サービスを実施するべきという気運が高まり、研究会も発足した。ここでの最初の大仕事は、テープにした作品の著作権者に許諾をとるという仕事だったと記憶している。

(2) 障害者サービスに関する研修

嘱託員も含み、新任・新人職員を対象に、「初級研修」を丸一日かけて行う。その一コマで「障害者サービスについて」の研修を行い、1 時間程担当職員が話をする。

日本図書館協会の「障害者サービス担当職員養成講座」や都立図書館の研修、「多摩地区障がい者サービス研究会」などにハンディキャップサービス係の職員が参加している。

(3) 障害者サービスに関する予算

ハンディキャップサービスのための予算は年 1,200 万円程である。うち 600 万円程度が対面朗読等の謝礼、400 万円程が電子計算機の借り上げ料であり、その他として宅配サービスのための自動車の燃料費や保険料、その他消耗品等の雑費がある。

それ以外に、全体の予算の中でハンディキャップサービスのために利用されている予算が 100 万円ほどある。主には図書購入費である。

(4) 障害者サービスに関する他館・他機関との協力関係

都立図書館で 1 年に 1 回行っているアンケート結果を参考にして、他の図書館の状況を把握している。また、外部研修によって他館の情報が得られることも多い。東京都市町村立図書館長協議会の付属機関である「多摩地区図書館障がい者サービス研究会」では、サービスについてのアンケートを行っており、研修時に情報交換をしたりする。

利用者の DAISY 再生機購入は、市役所の障害福祉課を通しての申し込みになるため、障害福祉課とは強いつながりがあり、ハンディキャップサービス係の紹介をしてもらっている。また、宅配のチラシを障害福祉課の窓口に置いてもらっている。

障害福祉課との共管事業として、年に 1 回、視覚障害の 1 級から 3 級の方に図書館の案内を送付している。登録のない方には、図書館のサービス内容を吹き込んだ CD を送付し、すでに登録のある方には音声版の目録を送付している。

月に 2 回、市の広報課が市報を出しており、その点訳を図書館で引き受けて希望の

方に図書館から点訳市報を送っている。
市役所からは、目の不自由な方のために文書の点訳や封筒に点字を打ってほしい、という要望もある。
社会福祉協議会で、図書館のサービスを先方の利用者に紹介してもらうことがある。当館が社会福祉協議会のことを紹介することもある。

（5）障害者サービスにおいて特に力を入れて取り組んでいる事柄

著作権法改正に合わせたサービスを考えていかなければいけないと思っている。
調布市立図書館では、以前から本をそのままの形では利用できない方に向けて、著作権者の許諾を得て録音図書を作っているが、法改正によりサービスがいろいろ広げられるようになったので、対応していきたい。
実際の業務内容、予算の比重が高いのは録音図書の作成である。また、宅配サービスにも注力しており、全域でサービスを実施している。
さらに、利用者に情報を提供するために、月 1 回「オカリナ通信」という音声版のお知らせを出しており、重要な役割を担っていると思う。

（6）障害者サービス実施上の課題

著作権法改正の動きもあるが、まずは当館のサービスを PR し、よく知ってもらう必要があると思っている。そうでないと市民からも要求を出せない。その上で、利用者拡大につなげていく。例えば、高齢者で視力が落ちた方でもハンディキャップサービスを利用できることを知ってもらい、その上で利用したい高齢者のニーズを受け止めていく。
また、障害者サービスの中でも聴覚障害者、知的障害者へのサービスが弱いと思っており、その取組みを課題としている。

（7）障害者サービスに関する今後の計画

録音図書の SD カード、CD-R への複写、譲渡のサービスを開始しており、さらにマルチメディア DAISY の製作を検討している。

2.7　名古屋市鶴舞中央図書館

(1) 障害者サービスの歴史（障害者サービスの開始背景、サービス発展のプロセス等）

大正 12 年	市立名古屋図書館開館
昭和 4 年	点字文庫開設
昭和 31 年	「都道府県立またはこれに代わる点字図書館」として厚生省から点字図書の長期貸出を受ける
昭和 50 年	視覚障害者へのカセットテープ図書の貸出開始
昭和 52 年	重度身体障害者への図書の郵送貸出開始
昭和 53 年	瑞穂図書館で対面読書開始
昭和 59 年	鶴舞中央図書館新館開館、対面読書開始
平成 5 年	重度身体障害者へのカセットテープの郵送貸出開始
平成 10 年	重度知的障害者への郵送貸出開始、CD の郵送貸出開始
平成 13 年	視覚障害者への DAISY 図書の貸出開始
平成 21 年	重度心身障害者へのビデオテープ・DVD の郵送貸出開始

大正 12 年に当館がオープンし、その 6 年後の昭和 4 年に点字文庫を開設したが、当館のオープン当初から視覚障害の方に資料を提供していきたいと当時の館長が考えていた。

当館は視覚障害者情報提供施設ではないが、歴史を見ると視覚障害者情報提供施設と同じような役割を果たしてきた。昭和 30 年に都道府県立またはこれに代わる点字図書館に、点字図書を長期で貸し出すという制度ができたときに、愛知県には点字図書館がなかったため、当館の点字文庫が県立に代わる点字図書館としての指定を受けた。このように当館には、身体障害者福祉法上の点字図書館と同じような位置づけをされていた経緯がある。

(2) 障害者サービスに関する研修

年 1 回、名古屋市図書館全館の対面読書・郵送貸出の担当者が集まって、事務連絡や情報交換、どのようなことで困っているかを話し合う連絡会を開催している。

昨年に「特別支援教育と読書活動」というテーマで、知的障害児へのサービスについて学ぶ研修を実施した。今年は 12 月に発達障害者への対応についての研修を実施予定である。

東海・北陸地区の点字図書館と一部の公共図書館が加盟する中部ブロック点字図書館連絡協議会で、年に 1 度研修会を実施しており、点字文庫の担当者が参加する場合がある。

(3) 障害者サービスに関する予算

当館の視覚障害者サービスに関する予算総額は 354 万円であり、そのうち 235 万円が点字図書製作者等謝金で、85 万円が点字用紙、CD-R 等の購入予算である。

対面読書奉仕謝金は名古屋市図書館全館の予算として計上され、その額は 193 万円

である。

（4）障害者サービスに関する他館・他機関との協力関係

主に中途の視覚障害の方が訓練を受ける名古屋市の総合リハビリテーションセンターでは、当館を訪れて利用者登録する歩行訓練を実施している。

健康福祉局で毎年、「身体障害者福祉のしおり」を作成しているが、点字文庫でのサービス、対面読書の実施館、郵送貸出などについて掲載してもらっている。

（5）障害者サービスにおいて特に力を入れて取り組んでいる事柄

当館では利用者側の依頼に基づいて資料を製作している。図書館で製作できる資料数は限られており、いかに視覚障害の方の読書の要望に応えることができるかを考えると、依頼を受けたものを求める形で提供するのが一番だろう。

協力者の養成講座を毎年のように開催しており、1月には音訳講座を新たに開始する。

点字文庫でのサービスを障害のある方だけでなく、いろいろな人に知ってもらうために見学などを積極的に受け入れている。

また、障害のある子どもへのサービスにも力を入れている。

（6）障害者サービス実施上の課題

著作権法が改正されて、許可がなくてもすぐに録音図書の製作ができるようになり、録音図書の要望は増えてはいるが、予算が限られているため、それに応じられるだけの協力者に支払う謝金がない。また、テキストDAISY製作について問い合わせはあったが、DAISY製作のために必要なスキャナーなどの機器も購入できないのが現状である。図書館が幅広い媒体に対応するサービスを実施するためには、人以外に機器も必要になる。

視覚障害の方を対象とする資料として点字図書、録音図書などがあるが、発達障害・学習障害の方に対する資料であるマルチメディアDAISY、LLブックなどでは、どのような資料を収集すればよいのか、どのような資料を製作できるのかを把握することが課題である。視覚障害の方には無料で資料を郵送できるが、以外の障害の場合、郵送料が必要となる。視覚障害以外へサービス対象を拡大するに当たって、郵送料が課題である。

（7）障害者サービスに関する今後の計画

点字文庫で製作した録音図書の貸出対象は視覚障害者だけであるが、著作権法の改正に合わせて、視覚障害以外の視覚による表現の認識に障害のある方に貸出対象を拡大する。現在、規則類の改定を進めており、4月より実施する予定である。

点字文庫の書誌データの入力を2010年7月から開始している。点字図書の書誌データの入力はすでに終了し、録音図書のデータを現在入力中である。データ入力を12月で終了させ、来年度以降に一般の利用者と同じように、インターネットで資料の予約等ができるように準備をしていきたい。

2.8　枚方市立中央図書館

（1）障害者サービスの歴史（障害者サービスの開始背景、サービス発展のプロセス等）

1982 年に分館である楮葉図書館がオープンしたが、当時としては珍しいバリアフリーの建物にし、トイレを自動ドアにして、エレベーターの音声ガイド、点字誘導ブロックなどが付いた。対面朗読室も設置し、対面朗読の実施、音訳者の養成や録音図書の製作を開始して、枚方市立図書館として本格的に障害者サービスに取り組んだ。

2005 年 4 月に当館が開館し、楮葉図書館の障害者サービスを引き継いだが、その前から聴覚障害の方へのサービスにも取り組むようになった。最初は漫画の貸出から開始し、手話の付いたおはなし会、日本語字幕の入った映像資料の製作も行うようになっている。

（2）障害者サービスに関する研修

内部研修として、障害者に対する窓口での接遇研修を不定期に実施している。

大阪府立図書館が主催する研修会、大阪公共図書館協会の研修などで障害者サービスがテーマになっていれば、職員の参加希望を確認している。

（3）障害者サービスに関する予算

障害者サービスに関わる市内全館分の予算は、対面朗読 600 回の謝礼で 118 万円、録音図書の製作謝金で 25 万円、日本語字幕編集の謝金で 20 万円、DAISY 編集の謝金で 10 万円、点字製作の謝金で 5 万円である。また、「音訳連絡会」の講師謝金等で 6 万円、主に録音図書を中心とする図書購入費で 43 万円程度である。

（4）障害者サービスに関する他館・他機関との協力関係

近畿視覚障害者情報サービス研究協議会で、録音図書や点字図書の製作委員会などがあり、委員会が開催される。そこで情報交換をしたり、研修を受けたりしている。

近隣の公共図書館や点字図書館との協力は相互貸借が中心で、それ以外での協力はあまりできていない。

（5）障害者サービスにおいて特に力を入れて取り組んでいる事柄

聴覚障害の方へのサービスがあることが当館の特徴である。聴覚障害の方へのサービス実施館は全国的に見ても少ない。

1991 年頃に聴覚障害のある方との交流会で、参加者から図書館には読む本が少ないが、漫画があれば図書館に足を運ぶという意見があった。図書館に漫画を置くことに抵抗があったが、聴覚障害のサービスとして漫画の貸出を開始した。

幼い頃から聴覚に障害がある場合、情報を得る手段は視覚が中心となり、会話も手話で行い、絵や形、表情を読み取ることはできるが、文章の理解が苦手であることが多い。日本語の情報が耳から入らない人にとっては、日本語の文章を理解することが大変であるが、漫画であれば、どのような場面でどのような日本語が使われているかがわかる。場面ごとでの言葉の使われ方が理解しやすい。

2001 年に聴覚障害のある職員が枚方図書館に異動になり、聴覚障害者向けの雑誌を

取ってほしいとの意見が出て、それをきっかけに聴覚障害のある方へのサービスが本格的に始まった。「手話通訳問題研究」や「日本聴力障害者新聞」などを購入するようになり、現在では、第 4 土曜日に「手話で楽しむおはなし会」を開催している。

手話のおはなし会は当館完成前から不定期に実施していた。開始のきっかけは、音声でのおはなし会に参加した聞こえる子どもと来館した聴覚障害のある親から、手話が付いていれば話がわかるとの意見があったことである。

おはなし会は毎週開催しているが、第 4 週だけ手話付きにしている。他の図書館では手話だけのおはなし会を実施することが多いが、当館では音声も付けて行っている。

（6）障害者サービス実施上の課題

著作権法が改正され、媒体変換において制約なくいろいろな障害者にサービスが実施できるようになった。しかし、図書館側にその体制の準備ができていない。例えば、テキストファイルで本がほしいという要望があっても対応できない。

従来の図書館での障害者サービスは、視覚障害の方を対象としたサービスがほとんどで、ある程度の内容ができ上がっているが、それ以外の障害の場合、サービスのノウハウが確立されていない。例えば、学習障害の方へのマルチメディア DAISY の貸出サービスや、知的障害の方への LL ブックの貸出サービスなどは、全く目途が立っていない。また、LL ブックは図書館で製作できるものではなく、出版会社に製作をお願いするしかない。どのようにサービスを実施していくのか、どこから手を付けていけばよいのか、当館の課題であると同時に全国の公共図書館の課題と言えるだろう。

合理化が進められているが、合理化によって予算が削減されると、サービスを圧迫し、利用者が離れていくかもしれない。サービスの体制、質の維持に将来的な不安がある。

障害者サービスには機器やコンピュータソフトでは対応できない部分が圧倒的に多く、人と人との関係性が重要なサービスである。

（7）障害者サービスに関する今後の計画

障害者サービスの実施要綱に新しいサービスが盛り込まれていないため、著作権法が改正されたこともあって、実施要綱の見直しを行いたい。その前段として、現在どのようなサービスを実施しているのかを管理職に知ってもらおうと、その整理作業に取り組んでいる。

2.9　横浜市立中央図書館

（1）障害者サービスの歴史（障害者サービスの開始背景、サービス発展のプロセス等）

昭和 54 年に戸塚図書館で視覚障害者向けのサービスとして、対面朗読と録音図書、点字図書の貸出等を開始した。その後、各図書館に対面朗読室を整備し、対面朗読は現在も全館で実施している。

平成 6 年に中央図書館が開館した後は中央図書館を中核施設として位置づけ、録音図書及び点字図書の貸出は中央図書館で市域全体を対象に行い、録音図書の製作は中央・保土ケ谷・戸塚の 3 館で行っている。

障害者全般に対しての墨字図書の配送貸出は平成 8 年に開始し、中央図書館で市内全域を対象に行っている。

（2）障害者サービスに関する研修

現在は新しく課に配属された職員への OJT の中で、来館した視覚障害者の誘導の仕方を説明するなど、業務説明の一環として研修を組み入れている。

対面朗読を各館で開始した頃には、神奈川県ライトセンターに講師を依頼し、誘導の仕方などを含めた視覚障害者への接遇研修を実施した。

また、ライトセンターや神奈川県図書館協会などが開催する外部研修等を活用している。

（3）障害者サービスに関する予算

今年度の予算は約 700 万円である。主に、対面朗読や録音図書製作の協力者（音訳者）への謝金、図書配送貸出（心身障がい者用ゆうメール）の送料である。

（4）障害者サービスに関する他館・他機関との協力関係

神奈川県立図書館の主催する障害者サービス担当者打合せ会に参加し、県内の公共図書館及び点字図書館等との情報交換などを行っている。

市役所内での連携について、最近他部署からの依頼が増えているのが、視覚障害者に対する広報である。図書館には一定の利用者がいるため、広報物の点字版や録音版を当館の利用者に対して周知してほしいという依頼がある。当館から月に一度発行する録音版の広報誌で周知したり、担当部署が作成した広報物を全館に配布して閲覧対応するなど、協力している。

（5）障害者サービスにおいて特に力を入れて取り組んでいる事柄

録音図書の製作は、他の図書館では音訳していない資料を製作することを基本として取り組んでいる。

現在力を入れているのは、録音図書製作のデジタル化である。現在はカセットテープ先行で製作し、校正完了後に DAISY を製作しているが、来年度から徐々にデジタル録音に移行するため、音訳者の研修など準備を行う予定である。

また、利用者の DAISY 利用を推進するために、昨年度から DAISY 録音図書読書機の操作体験会を開催している。

（6）障害者サービス実施上の課題

横浜市は人口が多く、身体障害者手帳の交付者は約 9 万人、精神保健福祉手帳と愛の手帳（療育手帳）の交付者も合わせると約 12 万人にものぼる。

加えて、市域がとても広いため、図書館に来館するのが困難な障害者が多くいる。

このような状況において、情報入手や読書に対し困難を抱える市民に対して、図書館だけで行き届いた支援をするのは、難しいところがあると感じている。

また、音訳者の高齢化も課題の一つであり、活動を辞める人が増えてきている。ただ、この問題は当館の音訳者に限ったことではなく、地域でボランティア活動を行っている方からも、若い世代の参加が少ないと聞いている。

（7）障害者サービスに関する今後の計画

DAISY 利用者の増加に応え、利用者に対し迅速に資料を提供するため、デジタル録音による録音図書の製作を来年度から開始する。今年度、音訳者のほか、DAISY 編集に携わる協力者も募集し、体制の整備を進める。